【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2019年12月27日
【事業年度】	第23期（自　2018年10月１日　至　2019年９月30日）
【会社名】	ジャパンベストレスキューシステム株式会社
【英訳名】	Japan Best Rescue System Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役　　榊原　暢宏
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦一丁目10番20号
【電話番号】	052（212）9900（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員　　若月　光博
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区錦一丁目10番20号
【電話番号】	052（212）9908
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員　　若月　光博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目８番20号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月		2015年９月	2016年９月	2017年９月	2018年９月	2019年９月
売上高	（千円）	12,117,740	11,552,976	12,396,768	11,766,795	12,010,575
経常利益	（千円）	558,464	878,042	952,893	1,644,167	1,967,891
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	（千円）	△176,140	27,931	886,382	1,192,662	1,639,720
包括利益	（千円）	21,616	271,082	1,006,251	1,147,546	1,240,247
純資産	（千円）	5,404,780	5,439,018	5,373,901	6,042,297	8,104,612
総資産	（千円）	11,930,652	12,328,744	13,220,694	14,865,433	18,761,740
１株当たり純資産額	（円）	154.78	158.65	170.50	193.12	246.94
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	（円）	△5.12	0.81	27.30	38.05	51.81
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	―	―	―	37.95	51.35
自己資本比率	（%）	44.7	44.1	40.6	40.6	42.1
自己資本利益率	（%）	△3.3	0.5	16.4	20.9	23.5
株価収益率	（倍）	―	270.4	15.8	32.6	20.3
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	1,316,973	1,666,557	1,670,818	2,177,209	1,659,556
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△568,933	490,959	△1,544,466	△303,014	△3,167,528
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△2,421,059	△772,297	△1,268,042	△474,368	1,822,807
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	6,113,209	7,498,422	6,356,732	7,756,559	8,071,395
従業員数〔外、平均臨時雇用者数〕	（名）	158〔153〕	252〔167〕	232〔186〕	217〔160〕	226〔233〕

（注）１　売上高には、消費税等は含まれておりません。
２　第19期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第20期及び第21期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
３　第19期の株価収益率については、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
４　「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を第23期の期首から適用しており、第22期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月		2015年９月	2016年９月	2017年９月	2018年９月	2019年９月
売上高	（千円）	7,890,389	8,130,788	8,932,887	7,957,295	7,676,635
経常利益	（千円）	510,121	689,601	491,139	1,096,279	2,032,709
当期純利益	（千円）	32,413	383,986	548,385	825,182	2,027,106
資本金	（千円）	779,643	779,643	779,643	780,363	780,363
発行済株式総数	（株）	34,685,000	34,685,000	34,685,000	34,688,000	34,688,000
純資産	（千円）	4,674,937	5,192,716	4,737,330	5,043,215	7,291,905
総資産	（千円）	9,947,759	10,938,409	10,353,655	10,378,399	11,502,377
１株当たり純資産額	（円）	135.59	150.61	150.31	161.20	228.00
１株当たり配当額 （内、１株当たり中間配当額）	（円）	3 (1)	6 (1)	9 (3)	11 (4)	15 (7)
１株当たり当期純利益	（円）	0.94	11.14	16.87	26.32	64.05
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	―	―	―	26.26	63.48
自己資本比率	（%）	47.0	47.5	45.8	48.6	63.3
自己資本利益率	（%）	0.7	7.8	11.0	16.9	32.9
株価収益率	（倍）	244.7	19.7	25.6	47.2	16.4
配当性向	（%）	319.1	53.9	53.3	41.8	23.4
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	（名）	124 〔146〕	181 〔156〕	201 〔182〕	181 〔153〕	186 〔228〕
株主総利回り	（%）	78.7	77.0	151.7	429.4	370.3
（比較指標：配当込みTOPIX）	（%）	(108.4)	(103.9)	(134.3)	(148.9)	(133.5)
最高株価	（円）	307	268	505	1,372	1,712
最低株価	（円）	214	195	208	427	973

（注）１　売上高には、消費税等は含まれておりません。
２　第19期、第20期及び第21期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
３　「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を第23期の期首から適用しており、第22期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
４　最高株価及び最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

2【沿革】

当社は、1994年に榊原暢宏（現代表取締役）が個人でバイクロードサービスを目的として、創業いたしました。

その後、1997年名古屋市昭和区明月町にて、現在のジャパンベストレスキューシステム株式会社の前身である「日本二輪車ロードサービス株式会社」を設立いたしました。

「日本二輪車ロードサービス株式会社」設立以後の企業集団に係る経緯は、以下のとおりであります。

1999年８月	商号をジャパンベストレスキューシステム株式会社に変更。
2000年１月	加盟店研修・教育事業を開始。
2000年11月	東京事務所を東京都中野区に開設。
2001年１月	株式会社エイブルとの提携事業である「入退居時のカギ交換サービス」を開始。
2001年９月	本社を名古屋市昭和区鶴舞に移転。
2002年５月	大阪事務所を大阪市北区に開設。
2002年８月	旭硝子株式会社（現AGC株式会社）との提携事業である一般消費者向け緊急ガラス割換サービスを開始。
2002年10月	当社加盟店の研修施設を設置。
2004年４月	セコム株式会社とセコムテクノサービス株式会社（2011年７月　セコム株式会社との合併により消滅）との共同出資でセコムウィン株式会社を設立し、高機能防犯性ガラスの販売を開始。
2004年６月	株式会社INAX（現株式会社LIXIL）との共同出資で株式会社水の救急車を設立し、水まわりサービス事業を拡充。
2004年８月	株式会社ミニミニ企画（現株式会社ミニクリーン中部）との提携事業である賃貸住宅入居者向け「ミニミニ入居安心サービス」の販売を開始。
2005年２月	全国大学生活協同組合連合会との提携事業である大学生活協同組合員向け「学生生活110番」に関するサービスを開始。
2005年８月	東京証券取引所マザーズに株式を上場。
2005年11月	ジャパンロックレスキューサービス株式会社への出資。
2006年４月	当社会員事業のうち、バイク会員を会社分割しJBR Motorcycle株式会社を設立。
2007年９月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更。
2007年11月	名古屋証券取引所市場第一部上場。
2008年10月	リプラス少額短期保険株式会社（現ジャパン少額短期保険株式会社）の株式を取得。
2009年４月	株式会社光通信との共同出資で株式会社ライフデポを設立。
2010年４月	当社連結子会社のJBR Motorcycle株式会社が、自動車賃貸事業を開始。
2011年４月	JBR Motorcycle株式会社を会社分割し、バイク会員事業部門を売却。
2011年４月	JBR Motorcycle株式会社の商号をJBR Leasing株式会社へ変更。
2012年５月	株式会社アットワーキングへの出資。
2012年６月	At Working Singapore Pte.Ltd.を設立。
2013年５月	ソーシャルロックサービス株式会社（現SLS株式会社）への出資。
2013年12月	ネット110番株式会社への出資。
2015年４月	株式会社プレコムジャパンへの出資。
2015年９月	本社を名古屋市中区錦に移転。
2015年10月	JBR Leasing株式会社を吸収合併。
2015年10月	株式会社水の救急車を吸収合併。
2015年10月	ネット110番株式会社が株式会社プレコムジャパンを吸収合併し、商号を株式会社プレコムジャパンに変更。
2016年５月	株式会社リペアワークスよりリペア事業を譲受。
2016年５月	株式会社トラスト・グロー・パートナーズの全株式を取得、完全子会社化し、商号をJBRあんしん保証株式会社に変更。
2016年６月	株式会社プレコムジャパンの株式を追加取得し、完全子会社化。
2016年７月	JBRあんしん保証株式会社へ吸収分割によりあんしん修理サポート会員に係る事業を承継。
2016年７月	株式会社ライフデポの株式を追加取得し、完全子会社化。
2016年８月	ジャパンロックレスキューサービス株式会社の全株式を取得し、完全子会社化。
2016年９月	株式会社ライフデポを吸収合併。
2016年９月	株式会社プレコムジャパンを吸収合併。
2016年10月	ジャパンロックレスキューサービス株式会社を吸収合併。
2019年４月	損害保険業の免許取得を目的としたジャパン設立準備株式会社を設立。
2019年５月	子会社であるジャパン設立準備株式会社について日本生命保険相互会社及び株式会社セブン銀行を引受先とする第三者割当増資。
2019年６月	子会社であるジャパン設立準備株式会社が金融庁より損害保険業の免許を取得。
2019年７月	子会社であるジャパン設立準備株式会社が商号をレスキュー損害保険株式会社へ変更し、業務開始。

3【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社３社（レスキュー損害保険株式会社、ジャパン少額短期保険株式会社、JBRあんしん保証株式会社）により構成されており、「困っている人を助ける！」を経営理念として、生活トラブル解決サービスを全国で展開しております。

当社グループが対応する生活トラブル解決サービスは、ガラスの割換工事、水まわりのトラブル解決、カギの交換、パソコンのトラブル解決など日常生活のなかで皆様が直面するお困りごとです。

当社グループは、上記の生活トラブル解決サービスを「生活救急グループ」の総合ブランドのもとに全国において展開しており、広告宣伝や各種営業活動を通して「生活救急グループ」ブランドの向上を図り、お客様の認知度を高めて集客に努めるとともに、お客様の日常生活のお困りごとを分析し、新たなサービスを開発してお客様に提供しております。

当社グループは、全国にパートナー店・ネットワーク店といったサービスインフラネットワーク体制を構築し事業を展開しており、パートナー店・ネットワーク店は、それぞれの地域において、当社グループが作業依頼を受けた各種の生活トラブル解決サービスをお客様に提供します。（2019年９月30日現在、施工パートナー・ネットワークは、2,134店）

当社グループは、自社運営のコールセンターにおいて、お客様のお問合せを迅速に処理し、お客様の最寄りのパートナー店・ネットワーク店に作業手配を行います。お客様のもとに駆けつけたサービススタッフが作業を完了するまで、お客様とサービススタッフをフォローいたします。又、お客様に満足いただけるサービスを提供し、「生活救急グループ」ブランドを発展させるために、パートナー店・ネットワーク店のサービス内容のチェックや指導を行い、教育・育成等総括的管理を行っております。さらには、サービスインフラネットワークを強化するために地域別の作業依頼件数や、近隣地域のサービスインフラネットワークの構築状況等に応じて、効率的かつ迅速的なパートナー店・ネットワーク店の獲得に努めております。なお、パートナー店の対象顧客は後述する駆けつけ事業の非会員の一般顧客であり、ネットワーク店の対象顧客は後述する会員事業の会員であります。

当社グループは、駆けつけ事業、会員事業に加え、保険事業、リペア事業の各事業を展開しており、セグメント別の状況は以下のとおりであります。なお、当連結会計年度より、従来「少額短期保険事業」としておりました報告セグメントの名称を「保険事業」に変更しております。

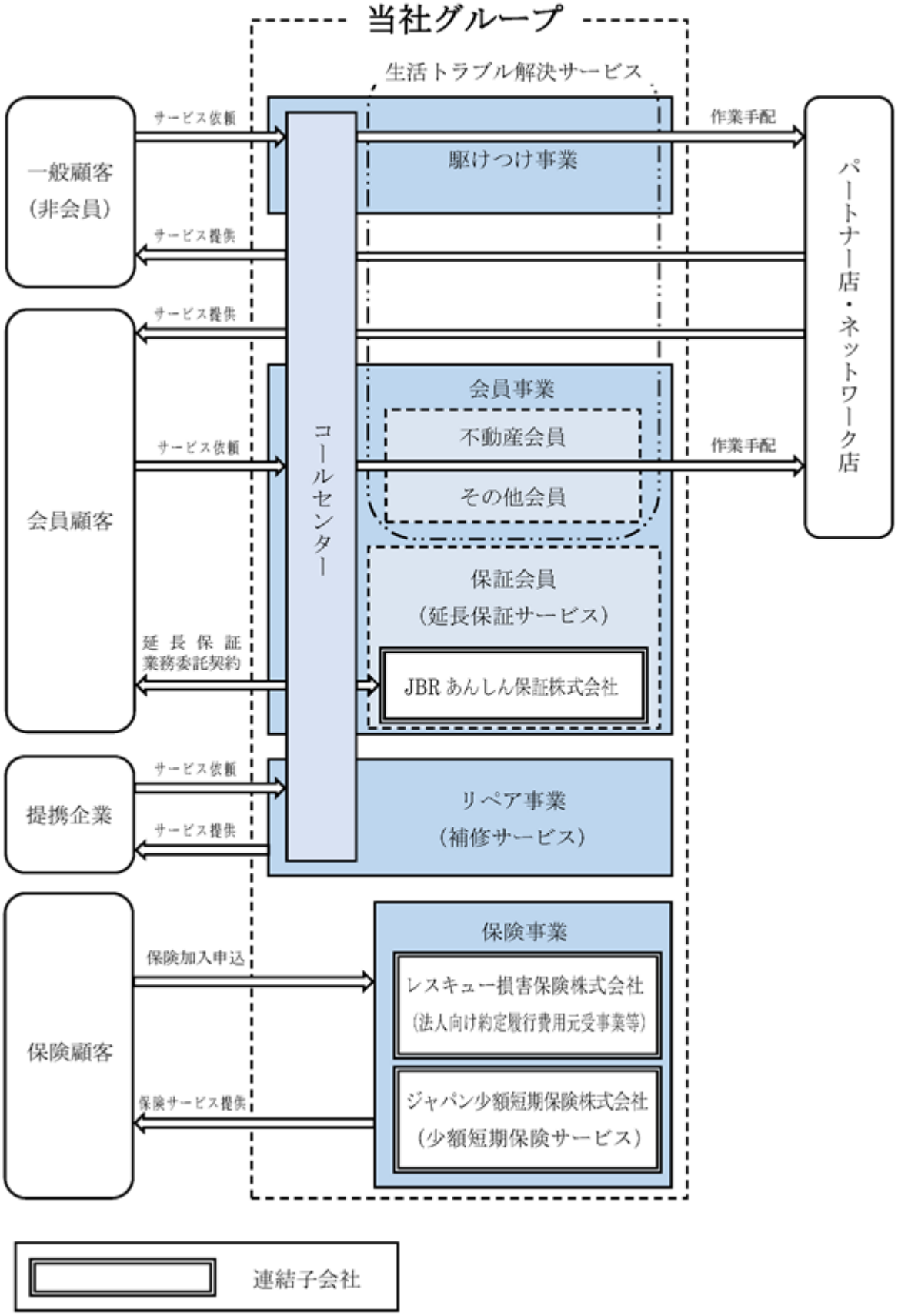
当社グループ
生活トラブル解決サービス
一般顧客
（非会員）
サービス依頼
サービス提供
駆けつけ事業
作業手配
パートナー店・ネットワーク店
サービス提供
会員事業
不動産会員
その他会員
コールセンター
会員顧客
サービス依頼
作業手配
保証会員
（延長保証サービス）
延長保証
業務委託契約
JBR あんしん保証株式会社
提携企業
サービス依頼
サービス提供
リペア事業
（補修サービス）
保険事業
保険加入申込
レスキュー損害保険株式会社
（法人向け約定履行費用元受事業等）
保険顧客
保険サービス提供
ジャパン少額短期保険株式会社
（少額短期保険サービス）
連結子会社

(1) 駆けつけ事業（対象：非会員の一般顧客）

当事業は、カギの交換、パソコンのトラブル、その他の生活総合救急サービスを365日稼動のコールセンターで受け付ける事業であります。

当事業の対象顧客は、インターネット、タウンページ、チラシ、その他の広告を媒介とした一般顧客であります。一般顧客から寄せられるお困りごとの電話を名古屋市中区の本社内にあるコールセンターにおいて、専任のオペレーターが受け付け、内容に応じパートナー店に作業を依頼します。

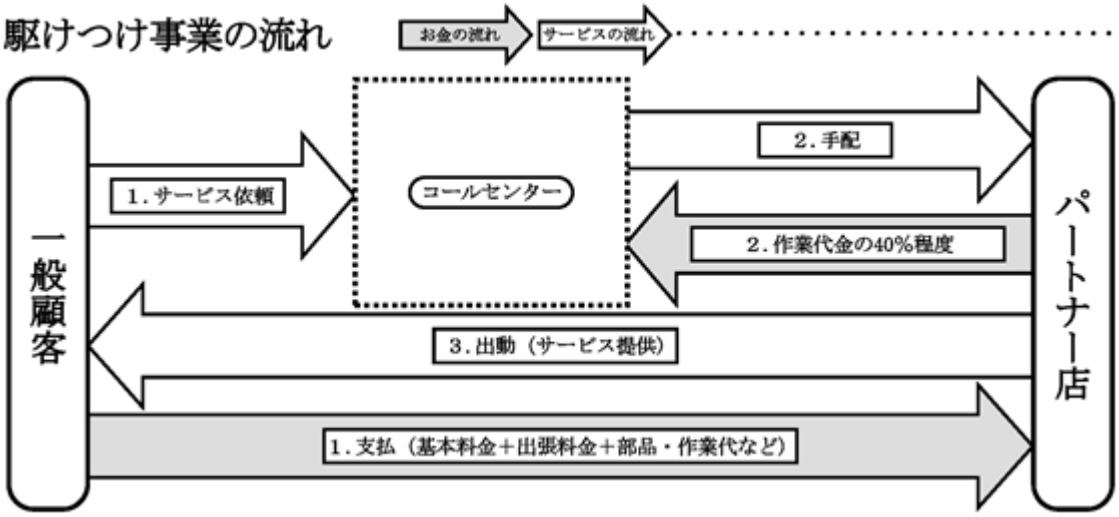

（注）当社は手配の対価として、パートナー店が一般顧客から回収した作業代金の40%程度を売上として計上しております。

(2) 会員事業

当事業は、会員向けに生活トラブル全般の解決サービスを提供する事業で、入居、入学、購入等の際に入会金や年会費等を事前にお支払いいただくことでお困りごとが発生したときの生活トラブル解決サービスを低価格、または無料にてサービス提供を行う事業であります。

賃貸及び分譲住宅入居者向けの「安心入居サポート」会員は、不動産賃貸事業等を行っている企業と提携し、入居中の生活トラブルをサポートする会員サービスとして展開しているほか、インターネット回線取次サービスも併せて展開しております。また、2019年９月より一部の不動産管理会社向けに新電力の販売を行っております。

全国大学生活協同組合連合会と提携した会員サービスである「学生生活110番」会員では、会員の大学生並びにその家族を対象とし、学生生活や日常生活でのお困りごとを解決するサービスを全国で24時間365日提供しております。

上記の他、通信事業等を行っている企業と提携し、携帯電話ユーザー向けに携帯電話の修理代金等の一部をお見舞金としてサポートし、生活救急サービスが割引価格でご利用いただけるコンテンツサービス「ライフサポートパック」会員、提携先クレジットカード会員向け家事代行サービス等も展開しております。

当社連結子会社のJBRあんしん保証株式会社は、家電や住宅設備機器を販売する企業と提携し、それぞれのメーカー保証期間終了後をサポートする「あんしん修理サポート」会員を提供しております。

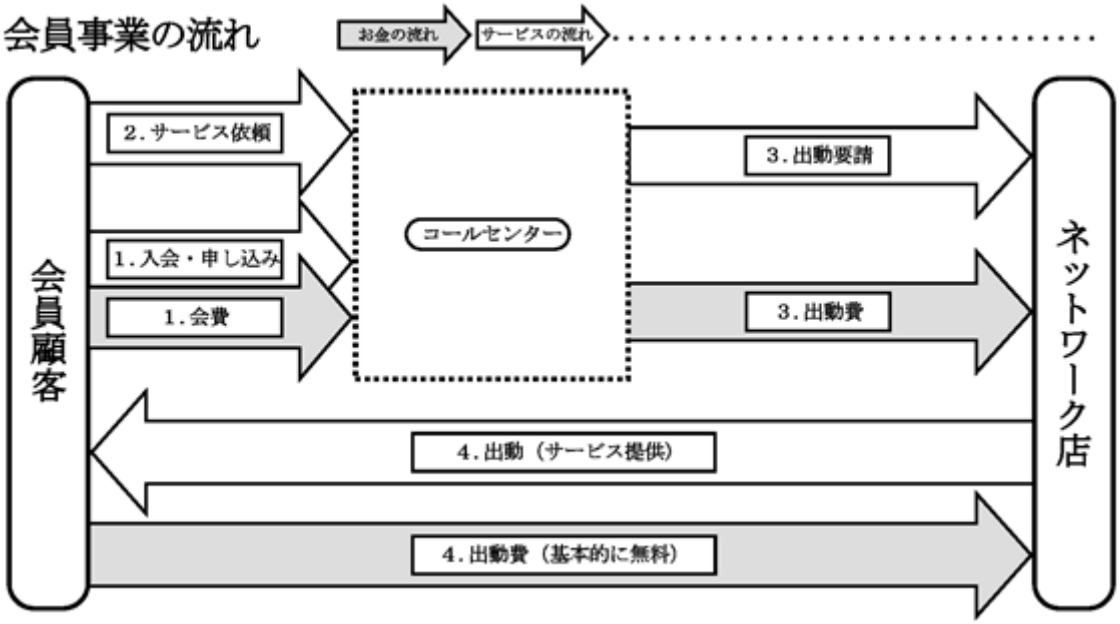

（注）会員事業では入会時に顧客からあらかじめ会費をいただいております。会員から作業依頼を受けた場合は、入会時の条件に基づいて、無料若しくは割引価格でネットワーク店の手配を行います。発生した作業代金若しくは作業代金と割引価格との差額は当社の負担となります。

(3) 保険事業

当事業は、当社連結子会社のレスキュー損害保険株式会社及びジャパン少額短期保険株式会社からなる事業で、日常生活の様々なトラブルや不安に対する保険商品を提供する事業であります。

レスキュー損害保険株式会社では、法人向け約定履行費用の元受事業及びジャパン少額短期保険株式会社からの受再事業を行っております。又、ジャパン少額短期保険株式会社では、関東財務局の登録を受けた保険業の一形態で、一定の事業規模範囲内において、保険金額が少額、保険期間が短期の保険の引受を行っており、主に、賃貸住宅入居者向けに家財を補償する「新すまいRoom保険」、テナント入居物件向け「テナント総合保険」、自転車の万一の事故に備える「ちゃりぽ」、痴漢冤罪（痴漢被害）ヘルプコール付き「男を守る弁護士保険、女を守る弁護士保険」等を提供しております。

(4) リペア事業

当事業は、建築物、構造物及びインテリア・エクステリアの修理・修繕・リペア・リフォームに関する企画、施工並びに請負等行う事業であります。ハウスメーカーの新築物件に対する引渡し前メンテナンスや、その他企業からの依頼に対してサービスを提供しております。

４【関係会社の状況】

名　　称	住 所	資本金（千円）	主要な事業の内容（注）１	議決権の所有割合（%）	関 係 内 容
（連結子会社）					
ジャパン少額短期保険株式会社（注）２、３、４	東京都千代田区	100,000	保険事業	100.0	当社と代理店委託契約を締結 事務所の賃貸 役員の兼任３名
JBRあんしん保証株式会社	東京都千代田区	10,000	会員事業	100.0	当社と代理店委託契約を締結 事務所の賃貸 役員の兼任２名
レスキュー損害保険株式会社（注）２、５	東京都千代田区	1,000,000	保険事業	85.7	事務所の賃貸 役員の兼任１名

（注）１　主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
２　上記子会社のジャパン少額短期保険株式会社、レスキュー損害保険株式会社は、いずれも特定子会社に該当しております。
３　ジャパン少額短期保険株式会社については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、セグメントの保険事業の売上高に占める当該連結子会社の売上高の割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。
４　ジャパン少額短期保険株式会社は2019年６月に減資を行い、資本金の額が減少しております。
５　2019年４月にジャパン設立準備株式会社を設立したことに伴い、連結子会社となりました。なお、ジャパン設立準備株式会社は、2019年７月にレスキュー損害保険株式会社に社名を変更しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年９月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
駆けつけ	50 〔39〕
会員	59 〔52〕
保険	25 〔1〕
リペア	17 〔3〕
報告セグメント計	151 〔95〕
全社（共通）	75 〔138〕
合計	226 〔233〕

（注）１　従業員数は就業人員（当社グループからグループ外部への出向者を除く）であり、臨時雇用者数は〔〕内に１人１日８時間換算による年間の平均人員を外書きで記載しております。臨時雇用者数にはパートタイマー、アルバイト、派遣社員を含んでおります。
２　全社（共通）は管理部門の従業員数であります。

(2) 提出会社の状況

2019年９月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
186 〔228〕	35.2	5.5	4,506,846

セグメントの名称	従業員数（人）
駆けつけ	50 〔39〕
会員	44 〔48〕
保険	― 〔―〕
リペア	17 〔3〕
報告セグメント計	111 〔90〕
全社（共通）	75 〔138〕
合計	186 〔228〕

（注）１　従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く）であり、臨時雇用者数は〔〕内に１人１日８時間換算による年間の平均人員を外書きで記載しております。臨時雇用者数にはパートタイマー、アルバイト、派遣社員を含んでおります。
２　平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
３　全社（共通）は管理部門の従業員数であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係に特記すべき内容はありません。

第２【事業の状況】

１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「困っている人を助ける！」企業活動を通じて、より多くの“ありがとう”という感動をお届けすることを企業理念としております。110番と119番以外の「お困りごと」を抱える方々に、トラブルを解決する安心・安全・快適なサービスを提供し、広く社会に貢献することを目指しております。

株主の皆様、お客様、取引先の皆様等、当社を取り巻く全てのステークホルダーに安心と満足を提供できるよう「信頼される企業の確立」「バランス重視経営」「社会貢献を主眼とした事業の構築」を会社の経営の基本方針として事業活動を推進してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、事業の継続的な拡大を通じて、企業価値を向上させていくことを経営の目標としております。

当社グループの方針として、各事業の合計で、年間500万人へのサービス提供を実現することを掲げております。又、経営指標としては営業利益率15%以上を目標とし、収益性の高い事業を実現することで企業価値の増大化に努めてまいります。又、将来の事業展開や経営環境の変化等を勘案のうえ、連結配当性向30%を基本方針とし、かつ安定配当の継続に努めてまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、お客様から“ありがとう”と言っていただけるビジネスを推進しており、お客様にご満足いただけるサービスを提供して顧客満足度の向上を図ることが企業価値の向上に結びつくものと捉えております。

一般消費者の皆様から直接「お困りごと」を承る駆けつけ事業では、当社サービスの認知度向上のため、各種広告手法を織り交ぜ、より効率的な広告展開を進める計画であり、主としてWebを通じた集客力の強化に取り組み、カギ、水まわり、ガラス等の各種緊急依頼に対し、より迅速で専門的な対応を目指してまいります。

会員事業におきましては、不動産関連企業と提携した賃貸住宅入居者及び分譲住宅購入者向け「安心入居サポート」会員、全国大学生活協同組合連合会の「学生生活110番」会員及び連結子会社のJBRあんしん保証株式会社が、家電・住宅設備機器のメーカー保証期間終了後をサポートする「あんしん修理サポート」会員を取扱う提携先の拡大を図るとともに、新たな提携先の拡大・新サービスの創出に取り組んでまいります。

保険事業におきましては、連結子会社のジャパン少額短期保険株式会社が、家財保険「新すまいRoom保険」や自転車の万一の事故に備える自転車保険「ちゃりぽ」、通勤時のトラブルに備えた痴漢冤罪ヘルプコール付き「男を守る弁護士保険、女を守る弁護士保険」等を提供しております。それぞれの保険の販売拡大とともに、市場のニーズにあわせ、新たな少額短期保険商品を企画開発し、ラインナップの拡充も図ってまいります。又、レスキュー損害保険株式会社を開業したことに伴い、少額短期保険の範疇では開発し得なかった保険商品を展開することで、事業の更なる拡大を図ってまいります。

リペア事業におきましては、施工技術を活かした新たな顧客開拓を推進し、採算性の向上と事業の成長を図ってまいります。

今後も、既提携企業との強固な営業体制を構築し、当社グループのシナジーを発揮した積極的な経営を継続して行い、株主の皆様への還元に向けた経営を行ってまいります。

(4) 経営環境

お客様のサービスに対するニーズが多様化し、その変化が早くなるなか、お客様に迅速かつ、ご満足いただけるサービスの提供が求められております。

(5) 会社の対処すべき課題

当社グループは、生活総合サービスの市場で、今後も市場変化への対応力を強化し、お客様からの様々な「お困りごと」に、ご満足いただけるサービスを提供し「ありがとう」と言っていただけるビジネスを推進することで、更なる企業価値の向上を図ってまいります。こうした状況下において、当社グループの対処すべき課題は、①サービス力の強化、②パートナー・ネットワーク店の拡充、③新たな集客戦略、④会員事業の拡大、⑤保険事業の拡大、⑥業務効率化及びシステム投資、⑦激甚災害等への対策と考えております。

① サービス力の強化

当社グループが提供する「生活救急車」のブランド及び生活総合サービスをより強固なものにするため、お客様からの「お困りごと」を承るコンタクトセンターと生活トラブル解決に携わるパートナー・ネットワーク店におけるサービス品質を常に向上し、皆様にご愛顧いただけるサービスの提供を推進してまいります。

② パートナー・ネットワーク店の拡充

お客様からの様々な「お困りごと」に対応し、地域特性に則したサービスを提供するため、パートナー・ネットワーク店の開拓と品質向上を進め、より適正で効果的なサービスインフラネットワークを構築してまいります。

③ 新たな集客戦略

当社グループが提供する「生活救急車」サービスにおいて、インターネットや販促物を含めた広告戦略を推進し、カギ・水まわり・ガラスをはじめとする各種の「お困りごと」サポートをより多くのお客様に提供し、作業件数及び売上高の拡大を図ってまいります。

④ 会員事業の拡大

会員事業につきましては、賃貸住宅仲介及び分譲住宅市場に更なるマーケットを創出すべく、会員制の緊急駆けつけサービス「安心入居サポート」の展開を行っており、不動産関連企業との提携を活かし賃貸住宅への「入居」や分譲住宅の「購入」時における会員の獲得及びお客様の声にお応えできるサービスを拡大してまいります。また、大学・短大へ進学されたお客様に対しても、「入学」時における「学生生活110番」会員の獲得を進めてまいります。

お客様の生活基盤である住宅を取り巻く生活環境においては、より快適な住環境を求めるお客様のニーズも年々高まっており、これらのお客様のニーズに柔軟に対応できるよう、今後も新たな提携先の拡大・新商品の開発を図ってまいります。

⑤ 保険事業の拡大

保険事業につきましては、ジャパン少額短期保険株式会社が家財保険「新すまいRoom保険」、自転車の万一の事故や盗難に備える自転車保険「ちゃりぽ」、痴漢冤罪ヘルプコール付き「男を守る弁護士保険、女を守る弁護士保険」等を提供し、順調に加入者を獲得しております。併せて新たな少額短期保険商品の企画・開発に注力し、更なる商品の拡充を図り、お客様のニーズに応えてまいります。

また、2019年７月に業務を開始したレスキュー損害保険株式会社においては、これまで少額短期保険の認可の範疇では開発し得なかった保険商品を企画・開発・展開し、より多くのお客様に更なる安心を提供してまいります。

⑥ 業務効率化及びシステム投資

多くのサービスメニューに対応するべく、複雑・多様化した業務を見直し、システム化を進めることで、業務効率化・迅速化を推進し、当社グループの更なる成長を実現するため、今後の事業拡大に耐えうる体制を構築してまいります。

⑦ 激甚災害等への対策

激甚災害時における事業への直接又は間接的な影響に対しては、当社グループの中枢機能であるコンタクトセンターの停止回避を最優先とし、名古屋市にある本社内及び岐阜県大垣市に設置するコンタクトセンターに加え、東京本部での受電体制を整備することでリスクを分散しておりますが、今後も対応力を増強すべく、対策を進めてまいります。

2【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。又、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。

なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、投資判断は以下の記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があります。

又、以下の記載は投資に関するリスクのすべてを網羅しているものではありませんので、ご留意ください。なお、本文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

〈ビジネスモデルに関するリスクについて〉

(1) パートナー・ネットワーク店の確保とサービス品質の維持について

当社グループの重要なサービスインフラであるパートナー・ネットワーク店は、現場でお客様と直接相対し、作業を行う重要なポジションであり、このパートナー・ネットワーク店が提供するサービス品質がそのまま当社グループのサービス品質及びお客様の満足度に直接結びついております。

当社グループがパートナー・ネットワーク店に対して、お客様への質の高いサービス提供を求める一方、そのサービス基準を満たすパートナー・ネットワーク店の絶対数が不足し、十分なサービスインフラを構築できない場合は、当社グループの業務遂行に影響を及ぼすおそれがあります。

現場でのサービス提供を担うパートナー・ネットワーク店を選定するにあたっては、サービスインフラの網羅性に重点を置きつつ当社基準による審査、面接、与信管理等を行っておりますが、定期的に面談や技術指導、場合によっては追加教育を実施する等サービス品質を確保するとともに、「生活救急グループ」ブランドの浸透を図ってまいります。

しかしながら、パートナー・ネットワーク店は当社から独立した経営主体であることからその指導監督に限界があり潜在的なリスクを抱えております。パートナー・ネットワーク店がお客様に提供するサービスにおける事故等については保険によりそのリスクは一定程度担保されておりますが、それに伴うレピュテーションの影響により、「生活救急グループ」のブランドイメージや信用を失墜し、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合に関するリスクについて

当社グループの事業は、お客様に対し十分なサービス提供が可能な程度の一定規模のサービスインフラネットワークが必要であることから、新規の参入が困難であり、現状においては過当競争等による重大な影響は受けておりません。しかしながら、市場の成長に伴って新規参入会社や既存会社との競合が激化し、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

又、当社が行う緊急駆けつけサービスは市場の参入において行政の許認可や特殊な資格、技術等を要しない性質であることから、事業範囲を一部の地域としたり、お客様に提供するサービスを一部のサービスに特化した場合には、短期間での事業展開は可能であり、当該地域やサービスにおいて、当社グループの経営成績に一定程度の影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業展開について

当社グループは、生活トラブル解決サービスにおいて、市場ニーズとビジネスチャンスを的確に捉え、果敢に挑戦していくことが課題であると認識しており、今後も当社グループのサービスインフラネットワークを更に活かした事業提携、新規事業及び新規商品の開発等を積極的に展開してまいります。

しかしながら、これらの事業提携、新規事業及び新規商品の開発等は将来における不確実性が高いため、当初の想定と乖離することで今後の当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

又、将来においてこれら事業提携が解消となった場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。更なる業務・資本提携やM＆Aによる事業領域の拡大についても、財務内容や契約関係等についての詳細な事前審査を行い、十分にリスクを吟味したうえで決定してまいりますが、将来における事業の不確実性に加え、事前調査で把握できなかった問題等が生じることによりのれんの減損処理を行う必要が生じる等、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

〈組織のリスクについて〉

(4) 人員計画及び組織について

今後、当社グループが成長していくためには、お客様満足度を更に向上できるようお客様に直接対応するコンタクトセンター要員や作業サービススタッフにおける優秀な人材の確保及び育成が重要な課題であると考えております。又、一方で事業の安定した成長を支える管理部門等の人材も充実させる必要があります。

当社グループは、正社員、パートタイマー等の当社従業員だけでなく、パートナー・ネットワーク店等の外部の現場作業スタッフの満足が得られるよう「仕事のやりがい」「待遇の継続的改善」「健全な人間関係の形成」を基本とし、健康で明るい職場の構築を目指し、人材の開発及び職場環境の整備を実施しております。しかしながら、当社グループの人員計画の未達成による人材不足、それに起因する業務効率の低下等により、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) M&Aによる企業再編及び企業結合について

当社は創業以来、比較的少数の従業員数で推移しておりましたが、昨今のM&Aによる子会社化とその後の吸収合併により、多数かつ多様な人材を内部に抱えるに至りました。

事業統合後においてその統合効果を最大化すべく、PMI（統合におけるプロセス管理）を実施しておりますが、統合による短期的な混乱が長期化することで、成長力が鈍化し、当社グループの業務遂行に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 最高経営責任者の後継者育成について

当社の代表取締役である榊原暢宏は、最高経営責任者として当社経営及び事業推進全般を指揮するとともに、当社の企業価値の向上に重要な役割を果たしております。当社では、経営体制強化の観点から、2016年12月に社外取締役を３名選任し、取締役会の過半数を社外取締役とする等積極的に社外役員の登用を行っておりますが、最高経営責任者の後継者育成については重要な課題であり、透明性・公平性の高い後継者の指名体制を整えるとともに、これら社外取締役の意見も踏まえた計画の策定を進めてまいります。

もっとも、依然として代表取締役個人に対する依存度が高く、近い将来において何らかの理由により職務執行が困難となった場合、当社グループの業務遂行に重大な影響を及ぼす可能性があります。

〈社内システムのリスクについて〉

(7) 基幹システムについて

各種会員数の急激な増加に伴うコンタクトセンターへの入電数の増加に加え、自然災害、停電等の外的要因、人的ミス等の内的要因等の様々な要因により、システムダウン、データの配信不能等のシステム障害が発生する可能性があります。当社では、ＩＴシステムプラットフォームが基幹システムの保守及び管理を行っており、緊急時においても社内技術者による迅速な復旧を可能とする体制を構築しております。

しかしながら、大規模災害等の想定範囲を大きく超えるようなシステム障害が発生する場合には、当社グループの業務遂行及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

〈その他のリスクについて〉

(8) ストック・オプションの行使による株式の希薄化について

当社グループは、企業価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、当社グループの業績向上に対する役職員の意欲を高めること及びM&A、資本・業務提携に必要な資金を確保し、当社の財務基盤を強化することを目的として、ストック・オプションを発行しております。2019年９月末日現在、新株予約権による潜在株式総数は3,171,900株であり、発行済株式総数34,688,000株の9.1%に相当します。今後これらの新株予約権が行使された場合には、当社の１株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

(9) 個人情報の保護について

当社グループは、会員及び一般のお客様の個人情報並びに従業員及び株主の特定個人情報を取扱っております。当社グループは個人情報保護法等の法令及び当社が定める個人情報保護方針に則った情報セキュリティ体制を構築しております。又、プライバシーマークに基づく正社員、パートタイマーその他従業員の教育の実施のみならず、パートナー・ネットワーク店スタッフに対する情報セキュリティ教育も徹底し、各所管部署内の自主点検、内部監査の実施等、コンプライアンス面における情報管理体制の充実に注力しております。

しかしながら、万一、自然災害等によりセキュリティシステムに障害が発生した場合、又は関係者による人為的な事故若しくは内外からの悪意による情報漏洩が発生した場合には、当社グループの情報管理に多大な支障をきたし、社会的信用の失墜、訴訟の提起による損害賠償等により、その後の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

又、当社グループのみならず、パートナー・ネットワーク店、関係会社、受託企業等における類似の事態が発生した場合も、当社グループに対する信用失墜に繋がり、事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 商標権について

当社グループでは、お客様に対しサービス提供すると共に、そのサービス名称を周知すべく、「JBR」(登録商標第4326162号、第4439632号)、「生活救急車」(登録商標第4596651号)、「ガラスの救急車」(登録商標第4581178号)、「水の救急車」(登録商標第4679375号)、「学生生活110番」(登録商標第4706840号)、「JBRあんしん入居サポート」(登録商標第5601413号)、「あんしん修理サポート」(登録商標第5612865号)等様々な商標権を保有しております。

もっとも、当社が保有する商標権は、「あんしん」「サポート」等一般的に使用される普通名詞で組成されていることから、その組成方法により、今後類似の商標が出現し、お客様が当社サービスと誤認することで、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 激甚災害等について

わが国において、地震・台風等の自然災害等による激甚災害、テロの発生及び感染症の拡大その他の事業活動の継続に支障をきたす事象が発生した場合、当社グループの業務遂行及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループが提供する緊急駆けつけサービスにおいて、お客様との窓口であるコンタクトセンターを複数箇所に設置する等、事業継続のための対策を進めておりますが、本社及び各拠点が自然災害等により壊滅的な損害を被った場合や、正社員、パートタイマーその他従業員、パートナー店・ネットワーク店スタッフの感染症等の罹災状況によっては、サービスの提供が困難となり、加えて被災した設備の修復や代替措置の実施のために、時間と費用を要する可能性があります。

(12) コンプライアンスについて

当社グループは、法令を遵守するだけでなく倫理に基づいた企業活動を実践するため、グループ全役職員が遵守すべき事項を定めた「コンプライアンス・マニュアル」等を策定し、当社グループ各社の役職員が各々の業務遂行にあたり、各種法令、倫理、社会通念、社内規程等に反することのないよう当社グループ全役職員に対し継続的な教育の機会を設け、周知徹底を図っております。

しかしながら、これらの取り組みによっても、当社グループのコンプライアンス上のリスクを完全に排除できる保証はありません。役職員の故意又は過失による不正行為や法人として法令に抵触すると思われる事実が認められた場合、その内容によっては、訴訟の提起や監督官庁からの処分・命令等の行政処分を受ける可能性があります。

係る事象の発生により、当社グループが社会的信用を失墜し、経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

①財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中を発端とした通商問題の動向が世界経済に与える影響や、原油価格の上昇リスクや金融資本市場の変動などに留意する必要があるものの、国内では緩やかな増加傾向にある設備投資や雇用・所得環境の改善を背景とした個人消費の持ち直しの継続により底堅く推移しました。

当連結会計年度における当社グループの経営成績は、売上高は12,010,575千円（前連結会計年度比2.1%増）、営業利益は1,638,058千円（前連結会計年度比14.5%増）、経常利益は1,967,891千円（前連結会計年度比19.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,639,720千円（前連結会計年度比37.5%増）となりました。これらの数値を「中期経営計画」の当連結会計年度の業績目標と比較しますと、売上高・営業利益については未達成、経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益については達成となりました。

なお、当連結会計年度における作業件数はガラス関連サービス５千件、水まわり関連サービス29千件、カギの交換関連サービス39千件及びパソコン関連サービス６千件であります。会員事業における有効会員数は2,222千人、施工パートナー・ネットワークは2,134店となっております。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度より、従来「少額短期保険事業」としておりました報告セグメントの名称を「保険事業」に変更しております。

〈駆けつけ事業〉

SEOを中心としたWeb集客の増加が進み、タウンページ集客の減少にも歯止めが効いてきたことから、集客に回復傾向が見られた一方、パートナー店に対する部材販売が減少したことにより、当連結会計年度における当事業の売上高は、1,497,590千円（前連結会計年度比12.2%減）となり、営業利益は161,449千円（前連結会計年度比14.8%増）となりました。

〈会員事業〉

主力サービスである「安心入居サポート」を中心に、「学生生活110番」「あんしん修理サポート」などの収益性の高いサービスの会員数が増加したことにより、当連結会計年度における当事業の売上高は、6,431,606千円（前連結会計年度比3.3%増）となり、営業利益は1,490,375千円（前連結会計年度比0.6%増）となりました。

〈保険事業〉

家財保険「新すまいRoom保険」の契約件数が順調に増加したことにより、当連結会計年度における当事業の売上高は、3,759,079千円（前連結会計年度比7.8%増）となり、営業利益は358,275千円（前連結会計年度比16.0%増）となりました。

〈リペア事業〉

施工単価の高い案件の受注増加と施工単価の低い案件の整理が順調に進捗し、当連結会計年度を通じて緩やかに採算性が向上した結果、当連結会計年度における当事業の売上高は、371,099千円（前連結会計年度比10.6%減）となり、営業損失は34,074千円（前連結会計年度は営業損失48,919千円）に改善いたしました。

②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の期末残高は8,071,395千円（前連結会計年度比4.1%増）となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は下記のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は、1,659,556千円（前連結会計年度比23.8%減）となりました。これは主に貸倒引当金が1,374,170千円減少したものの、税金等調整前当期純利益1,803,246千円の計上や破産更生債権等が1,363,667千円減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、3,167,528千円（前連結会計年度比945.3%増）となりました。これは主に投資有価証券の売却による収入1,387,672千円があったものの、投資有価証券の取得による支出4,154,660千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により獲得した資金は、1,822,807千円（前連結会計年度は474,368千円の支出）となりました。これは主に短期借入金が400,000千円減少したものの、社債の発行による収入1,489,912千円、新株予約権の行使による株式の発行による収入1,042,650千円があったことによるものであります。

③生産、受注及び販売の実績

〈生産実績〉

当社グループは、生活トラブル解決サービスを主体とする会社であり、生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

〈仕入実績〉

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 （自　2018年10月１日 至　2019年９月30日）	
	仕入高（千円）	前年同期比（%）
駆けつけ	200,097	48.3
会員	3,007,820	99.4
保険	3,041,016	115.0
リペア	169,479	118.1
合計	6,418,413	103.0

（注）１　金額は、仕入金額及び売上原価によっております。
２　セグメント間取引については相殺消去しております。
３　上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

〈受注実績〉

当社グループの提供するサービスの性格上、記載すべき受注実績はありません。

〈販売実績〉

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 （自　2018年10月１日 至　2019年９月30日）	
	販売高（千円）	前年同期比（%）
駆けつけ	1,497,590	87.8
会員	6,429,157	103.3
保険	3,712,727	108.4
リペア	371,099	89.4
合計	12,010,575	102.1

（注）１　セグメント間取引については相殺消去しております。
２　上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
３　主要な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、いずれの販売先についても当該割合が10%未満のため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

①重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表を作成するにあたって、重要な会計方針については、「第５　経理の状況」に記載されているとおりであります。

当社グループの経営陣は、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられえる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行っております。しかしながら、これらの見積り及び判断は不確実性を伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

②当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

[当連結会計年度末の財政状態の分析]

（流動資産）

当連結会計年度末における流動資産の残高は、前連結会計年度末と比べ523,029千円増加し、10,074,651千円となりました。これは主に現金及び預金が514,835千円増加したことによるものであります。

（固定資産）

当連結会計年度末における固定資産の残高は、前連結会計年度末と比べ3,162,734千円増加し、8,476,546千円となりました。これは主に投資有価証券が2,367,686千円増加し、貸倒引当金が1,363,672千円減少したことによるものであります。

（繰延資産）

当連結会計年度末における繰延資産の残高は、前連結会計年度末と比べ210,543千円増加し、210,543千円となりました。これは主に保険業法第113条繰延資産が201,296千円増加したことによるものであります。

（流動負債）

当連結会計年度末における流動負債の残高は、前連結会計年度末と比べ190,060千円減少し、4,425,519千円となりました。これは主に前受収益が166,489千円、責任準備金が133,537千円増加したものの、短期借入金が400,000千円、未払法人税等が108,080千円減少したことによるものであります。

（固定負債）

当連結会計年度末における固定負債の残高は、前連結会計年度末と比べ2,024,052千円増加し、6,231,608千円となりました。これは主に社債が1,185,000千円、長期前受収益が882,442千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産の残高は、前連結会計年度末と比べ2,062,314千円増加し、8,104,612千円となりました。これは主に利益剰余金が1,200,755千円、資本剰余金が830,385千円増加したことによるものであります。

[当連結会計年度の経営成績の分析]

（売上高）

駆けつけ事業は、SEOを中心としたWeb集客の増加が進み、タウンページ集客の減少にも歯止めが効いてきたことから、第４四半期において集客に回復傾向が見られた一方、パートナー店に対する部材販売が減少したことにより、当連結会計年度における当事業の売上高は、1,497,590千円（前連結会計年度比12.2%減）となりました。

会員事業は、採算に課題のあるサービスの整理を推進しつつ、主力サービスである「安心入居サポート」を中心に、「学生生活110番」「あんしん修理サポート」などの収益性の高いサービスの会員数が増加したことにより、当連結会計年度における当事業の売上高は、6,431,606千円（前連結会計年度比3.3%増）となりました。

保険事業は、家財保険「新すまいRoom保険」の契約件数が順調に増加したことにより、当連結会計年度における当事業の売上高は、3,759,079千円（前連結会計年度比7.8%増）となりました。

リペア事業は、採算性の向上を課題と捉え、施工単価の高い案件の受注増加と施工単価の低い案件の整理が順調に進捗した結果、当連結会計年度における当事業の売上高は、371,099千円（前連結会計年度比10.6%減）となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、12,010,575千円（前連結会計年度比2.1%増）となりました。

（売上原価、売上総利益）

当連結会計年度において売上原価は6,418,413千円（前連結会計年度比3.0%増）となり、売上原価率は53.4%になりました。売上総利益は5,592,161千円（前連結会計年度比1.0%増）となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

販売費及び一般管理費は3,954,103千円（前連結会計年度比3.7%減）となりました。主要な費目は、給料及び手当1,288,317千円、支払手数料573,250千円、広告宣伝費420,435千円です。その結果、営業利益は1,638,058千円（前連結会計年度比14.5%増）となりました。

（営業外損益、経常利益）

営業外収益は、投資有価証券売却益351,862千円、受取配当金31,141千円等があり、402,903千円となりました。営業外費用につきましては支払手数料44,267千円、貸倒引当金繰入額9,903千円等があり、73,070千円となりました。その結果、経常利益は1,967,891千円（前連結会計年度比19.7%増）となりました。

（特別損益、税金等調整前当期純利益）

特別利益につきましては、資産除去債務戻入益4,614千円等があり、4,633千円となりました。特別損失は投資有価証券評価損148,526千円、固定資産除却損12,980千円等があり、169,278千円となりました。その結果、税金等調整前当期純利益は1,803,246千円（前連結会計年度比7.5%増）となりました。

（親会社株主に帰属する当期純利益）

法人税、住民税及び事業税に税効果会計適用に伴う法人税等調整額を合わせた税金費用は171,647千円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,639,720千円（前連結会計年度比37.5%増）となりました。

[キャッシュ・フローの状況の分析]

「第２　事業の状況　３　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析　(1)　経営成績等の状況の概要　②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

[資本の財源及び資金の流動性]

当社グループの運転資金及び設備投資資金は主として営業活動によるキャッシュ・フローである自己資金より充当し、必要に応じて金融機関からの借入れを実施することを基本方針としております。当連結会計年度においては、当社の中長期的な経済合理性に合致する取引先株式の政策保有を推し進めましたが、その際に新株予約権の発行やその行使、社債の発行等資金調達の多様化を図りました。

今後の資金需要につきましても、主たるものは、運転資金の他、システム開発、資本・業務提携及びM＆Aであります。これらの資金については、基本方針と合わせて、金融機関での当座貸越契約の拡充を中心に、引き続き資金調達の多様化を継続していきます。

当連結会計年度末における借入金、社債及びリース債務を含む有利子負債の残高は1,703,224千円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は8,071,395千円となっております。

[経営成績に重要な影響を与える要因について]

「第２　事業の状況　２　事業等のリスク」に記載のとおりであります。

[経営者の問題意識と今後の方針について]

「第２　事業の状況　１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

4【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手方の名称	契約品目	契約締結日	契約内容	契約期間
ジャパンベストレスキューシステム株式会社（当社）	株式会社日本新電力総合研究所	小売電気事業業務委託契約	2019年５月31日	電力需給管理、電力調達等を業務委託	2019年６月１日から2020年５月31日（以後、１年毎更新の継続契約）

（注）１　前連結会計年度まで記載しておりましたセコムウィン株式会社との業務委託基本契約、株式会社ミニクリーン中部との業務請負契約、全国大学生活協同組合連合会との取引契約、株式会社大京アステージとの業務委託契約、株式会社セールスパートナーとの業務委託契約及びApaman Network株式会社との代理店契約につきましては、相対的な重要性の低下などにより一覧より削除しております。

２　前連結会計年度まで記載しておりました楽天損害保険株式会社との業務委託契約につきましては、当該契約の解約に伴い一覧より削除しております。

３　前連結会計年度まで記載しておりました株式会社ＮＴＴドコモとの業務提携契約につきましては、当該契約の目的である「ｄリビング」サービスの終了に伴い一覧より削除しております。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は169,944千円です。主な設備投資は、受電システム34,519千円、ＰＣリプレイス28,876千円、基幹系新システム27,000千円であります。

当連結会計年度完成の主要な設備としては、受電システム等があります。

２【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社　　2019年９月30日現在

事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）							従業員数（名）
			建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具、器具及び備品	リース資産	ソフトウエア	ソフトウエア仮勘定	合計	
本社（名古屋市中区）	全社共通	本社機能	43,834	1,935	46,649	7,298	229,601	28,647	357,966	135
東京本部（東京都千代田区）	全社共通	販売業務	41,688	－	2,673	－	5,780	－	50,142	21
大垣コンタクトセンター（岐阜県大垣市）	会員	コールセンター	1,538	－	228	－	372	－	2,139	10
JBR WORKS TOKYO（東京都千代田区）	会員	販売業務	3,716	－	740	－	7,499	－	11,956	10

（注）金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 国内子会社　　2019年９月30日現在

会社名	事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数（名）
				工具、器具及び備品	リース資産	ソフトウエア	ソフトウエア仮勘定	合計	
ジャパン少額短期保険株式会社	本社（東京都千代田区）	保険	本社機能	1,559	－	27,080	1,080	29,719	12
JBRあんしん保証株式会社	本社（東京都千代田区）	会員	本社機能	139	304	6,656	－	7,100	15
レスキュー損害保険株式会社	本社（東京都千代田区）	保険	本社機能	1,990	－	270	－	2,261	13

（注）金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

３【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	96,000,000
計	96,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） （2019年９月30日）	提出日現在発行数（株） （2019年12月27日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	34,688,000	34,688,000	東京証券取引所 名古屋証券取引所 （各市場第一部）	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	34,688,000	34,688,000	―	―

（注）「提出日現在発行数」欄には、2019年12月１日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストック・オプション制度の内容】

ストック・オプション制度の内容は「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　注記事項（ストック・オプション等関係）」に記載しております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

決議年月日	2018年９月18日	
新株予約権の数※	24,719個 第6回新株予約権　8,884個 第7回新株予約権 15,835個	（注）３
新株予約権のうち自己新株予約権の数※	―	
新株予約権の目的となる株式の種類※	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数※	2,471,900株 第6回新株予約権　888,400株 第7回新株予約権 1,583,500株	（注）３、４
新株予約権の行使時の払込金額※	第6回新株予約権 1,500円 第7回新株予約権 1,500円	（注）３～７
新株予約権の行使期間※	第6回新株予約権 2018年10月４日から 2020年10月２日まで 第7回新株予約権 2018年10月４日から 2020年10月２日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	（注）５～８	
新株予約権の行使の条件※	各本新株予約権の一部行使はできない。	
新株予約権の譲渡に関する事項※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	―	

※　当事業年度の末日（2019年９月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2019年11月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）１　本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

２　本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により、全てマッコーリー・バンク・リミテッド（以下、「割当先」という。）に割当てる。

３　当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

（１）本新株予約権の目的である株式の総数は3,167,000株（第6回新株予約権1,583,500株、第7回新株予約権1,583,500株の合計）、割当株式数（第４項「新株予約権の目的となる株式の数」に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（第５項「新株予約権の行使時の払込金額」に定義する。以下同じ。）が修正されても変化しない（但し、第４項「新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。

（２）行使価額の修正基準

当社が決定する第６項「行使価額の修正」の条件により、行使価額は、各修正日の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額（円位未満小数第３位まで算出し、小数第３位の端数を切り上げた金額）に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含む。）には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、当社が行使価額の修正を決議した後、第９項に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知が行われた日をいう。

（３）行使価額の修正頻度

行使の際に本項第（２）号に記載の条件に該当する都度、各修正日の前取引日において、修正される。

（４）行使価額の下限

下限行使価額は、当社普通株式１株当たり825円とする。但し、第７項「行使価額の調整」の規定を準用して調整される。

（５）割当株式数の上限

3,167,000株（発行済株式総数に対する割合は9.13%）

（６）本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限

2,628,990,040円（本項第（４）号に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。）

（７）本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている。

４　新株予約権の目的となる株式の数

（１）本新株予約権の目的である株式の総数は、3,167,000株（本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、本項第（２）号乃至第（４）号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

（２）当社が第７項「行使価額の調整」の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第７項「行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

（３）調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第７項「行使価額の調整」第（２）号及び第（５）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

（４）割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第７項「行使価額の調整」第（２）号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

５　新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

（１）各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

（２）本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式１株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,500円とする。但し、行使価額は第６項「行使価額の修正」に定める修正及び第７項「行使価額の調整」に定める調整を受ける。

6　行使価額の修正

当社は、行使価額の修正を決定することができ、それ以後、行使価額は本項に基づき修正される。当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の10取引日目以降、別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、行使価額は各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、825円とする。但し、第７項「行使価額の調整」の規定を準用して調整される。

7　行使価額の調整

（1）当社は、本新株予約権の発行後、本項第（2）号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

（2）行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第（4）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第（4）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第（4）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第（4）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$株式数＝\frac{（調整前行使価額－調整後行使価額）×調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}{調整後行使価額}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

（３）行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

（４）①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第（２）号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第（２）号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

（５）本項第（２）号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（６）行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第（２）号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

８　新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

（１）本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式１株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式１株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、第４項「新株予約権の目的となる株式の数」記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

（２）本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

９　本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間で締結した取決め内容

（１）本新株予約権の行使

①行使期間：割当先は、本項第（１）号②に定める不行使期間を除き、本新株予約権を行使することができる期間（なお、取得事由に定める取得日並びに本項第（１）号④に基づく取得請求権による取得日のそれぞれの前日までを含むものとする。）中いつでも本新株予約権を行使できる。なお、疑義を避けるために付言すると、割当先は、該当する取得事由が生じた場合並びに本項第（１）号④に基づく取得請求権が行使された場合であっても、当該事由に定める取得日の前日までは、本新株予約権を行使できる。

②不行使期間：発行会社は、本項第（１）号③に基づく株式購入保証期間を除く本新株予約権の行使期間中、割当先が本新株予約権を行使することができない期間（以下「不行使期間」という。）を合計４回まで定めることができる。１回の不行使期間は10連続取引日以下とし、発行会社は割当先に対し、当該期間の初日から遡って３取引日前までに定める様式の書面により不行使期間の通知を行う。各不行使期間の間は少なくとも10取引日空けるものとする。

③株式購入保証：発行会社は、本条及び株式購入保証設定の条件に従い、株式購入保証期間（以下に定義する。）の適用を指定することができる。また、発行会社、ある株式購入保証期間が終了した場合であっても、本条及び株式購入保証設定の条件に従い、本新株予約権の行使が全て完了するまで、別の株式購入保証期間の適用を指定することができる。株式購入保証期間において、割当先は、１回の株式購入保証期間で、その裁量で一回又は複数回に分けて残存する第６回本新株予約権（行使又は取得により割当先が第６回本新株予約権を保有していなかった場合は、残存する第７回本新株予約権）の全て（以下「行使保証数量」という。）を行使するものとする。

但し、

ⅰ．ある株式購入保証期間中に、行使期間の末日、取得事由に定める取得日又は本項第（１）号④に基づく取得請求権による取得を割当先が請求した日のいずれかの日（以下「早期終了日」という。）が到来する場合、割当先は早期終了日時点において該当する行使保証数量に不足する金額が生じたとしても、かかる不足額を発行会社に提供するいかなる義務も負わない。

「株式購入保証期間」とは、発行会社が株式購入保証期間の適用を指定した日の翌適格取引日（以下で定義する。）から起算して30適格取引日の期間をいう。但し、第６回本新株予約権全ての行使が当該期間満了前に完了した場合、その時点で第６回本新株予約権に係る株式購入保証期間は終了する。

「適格取引日」とは、以下の全ての事由が存在しない取引日をいう。但し、第（ⅶ）号又は第（ⅷ）号の事由が存在する取引日であっても、割当先は、その裁量によりかかる取引日（関連する第（ⅶ）号又は第（ⅷ）号の事由が存在しなかった場合、適格取引日に該当していた取引日に限る。）を適格取引日と判断することができる。

（ⅰ）取引所における本株式の普通取引の株価が、いずれかの時点で、対象となる本新株予約権の行使価額（但し、当該本新株予約権が本項第（１）号⑤に定義される行使価額修正条項付新株予約権となった後は、当該新株予約権にかかる本新株予約権発行要項に定義する下限行使価額）に1.1を乗じた額以下である場合

（ⅱ）取引所における本株式の普通取引の株価が、いずれかの時点で、取引所が公表する、直前の取引日の取引所における本株式の普通取引の終値から10%以上下落している場合

（ⅲ）本株式の当該取引日の取引所における普通取引の日次売買高が、200,000株以下である場合

（ⅳ）当該取引日が本項第（１）号②に基づき発行会社が設定した不行使期間に該当する場合

（ⅴ）当該取引日より前に割当先が行使していたものの、当該行使により取得することとなる本株式が当該行使が効力を生じた日から３取引日を超えて割当先に交付されていない、本新株予約権が存在する場合

（ⅵ）割当先による行使が、制限超過行使に該当し、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含む。）第11条第１項本文所定の制限に抵触する場合

（ⅶ）本契約に基づく発行会社の表明保証のいずれかに表明保証時点において誤りがある場合又は不正確であったことが表明保証時点後に明らかになった場合

（ⅷ）発行会社が誓約事項のいずれかに違反している場合、又は

（ⅸ）市場混乱事由若しくは混乱事由が発生し、継続している場合

「市場混乱事由」とは、（a）本株式又は本株式に関する先物取引若しくはオプション取引について取引所又はその他により取引停止又は取引制限が課されたこと、（b）取引所における本株式、又は先物取引若しくはオプション取引市場における先物取引若しくはオプション取引について一般的な市場参加者がその取引に参加し、又は市場価格を取得することが（割当先の決定により）不可能又は阻害される事由が発生したこと、又は（c）取引所が予定されている取引終了以前に終了したことのいずれかの事由を意味する。

「混乱事由」とは、地方、国内、地域又は国際金融市場（金融商品取引所、外国為替市場、銀行間取引市場、又は利子若しくは金利市場を含む。）、政治、産業、経済、法律、規制又は金融情勢、税務又は為替管理の変動、又は予測される変動若しくは危機に関する事態の進行、それらの変動、事態の進行、危機若しくはそれらの悪化の組合せ、又はその他の事情若しくは事由で、割当先の決定により、割当先による本株式の取得、又は決済若しくは取引を行う能力、又は本契約で企図される取引に関連するリスク、その他の金融若しくは事業リスクをヘッジすることを制限され、又はそのようなヘッジに要する費用が顕著に増加することを意味する。

④本新株予約権の取得請求

（ⅰ）いずれかの取引日において、取引所における本株式の普通取引の終値が10取引日連続して2018年９月14日の取引所における本株式の普通取引の終値の50%（610円）（但し、行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとする。）を下回った場合、

（ⅱ）いずれかの20連続取引日間の本株式の１取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買出来高が、2018年９月18日（なお、同日は含まない。）に先立つ20連続取引日間の本株式の１取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買出来高（但し、割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとする。）の50%を下回った場合、

（ⅲ）割当先が本新株予約権の行使期間満了の１ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は

（ⅳ）取引所における本株式の取引が５取引日以上の期間にわたって停止された場合、

割当先は、それ以後いつでも、その選択により、発行会社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。発行会社は、当該取得請求に係る書面が到達した日から起算して15取引日目の日（但し、本新株予約権の行使期間の満了日が先に到来する場合は、当該満了日）において、第６回本新株予約権１個当たり第６回本新株予約権発行価額と同額の金銭、第７回本新株予約権１個当たり第７回本新株予約権発行価額と同額の金銭と引換えに、当該取得請求に係る本新株予約権の全部を取得する。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該取得請求に係る各本新株予約権について本条に基づき発行会社が割当先に支払うべき本発行価額相当額の支払義務は消滅又は免除されない。

⑤行使価額修正条項付新株予約権への転換：発行会社は、割当先に対し、各回号の本新株予約権の全部（一部は除く。）について、該当する第（６）項「行使価額の修正」に基づく取締役会の決議を得ることにより、いつでも行使価額修正条項付新株予約権（転換された行使価額修正条項付新株予約権を以下「本行使価額修正条項付新株予約権」という。）に転換できるものとする。なお、当該本新株予約権が本行使価額修正条項付新株予約権に転換された場合、本行使価額修正条項付新株予約権に係る行使価額は当該転換日（行使価額の修正が適用を開始する日をいう。）から行使期間満了まで当該第（６）項「行使価額の修正」に基づく修正に服する。

１０　当社の株券の売買について割当先との間で締結した取決めの内容

（１）市場売却制限：発行会社は、株式購入保証期間の対象となっていない各歴週での取引所における本株式の普通取引の取引高の20%を超える水準で、割当先が、取引所における普通取引で本株式を売却できないことを請求することができる。但し、発行会社は、該当する歴週の直前の金曜日（又は同日が取引日でない場合は、その直前の取引日）の日本時間午後５時までに割当先に定める様式にて書面又はＥメールで請求することを条件とする。また、発行会社が、本新株予約権の取得を請求した場合、又は割当先が第10項第（１）号④に基づき本新株予約権の取得を請求した場合は本条は適用されない。

（２）行使拒否権：割当先が本新株予約権の総数の70%（22,169個）の行使を完了した場合、発行会社は、買取人からの本新株予約権の行使請求を受領した後２時間以内に定める様式の書面（PDF）にてＥメールで通知することにより、割当先による本新株予約権の行使の全部又は一部を拒否することができる。発行会社が上記時間内に通知を行わなかった場合は、発行会社は拒否を行わなかったものとみなされる。

１１　その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当先は、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、割当先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第４四半期会計期間 （2019年７月１日から 2019年９月30日まで）	第23期 （2018年10月１日から 2019年９月30日まで）
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個）	－	6,951
当該期間の権利行使に係る交付株式数（株）	－	695,100
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	－	1,500.0
当該期間の権利行使に係る資金調達額（千円）	－	1,042,650
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個）	－	6,951
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	－	695,100
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	－	1,500.0
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（千円）	－	1,042,650

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2017年10月１日～ 2018年９月30日 （注）	3,000	34,688,000	720	780,363	720	823,485

（注）新株予約権の行使による増加であります。

（５）【所有者別状況】

2019年９月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	－	22	26	42	93	8	4,001	4,192	－
所有株式数（単元）	－	73,290	4,155	60,101	44,233	42	164,995	346,816	6,400
所有株式数の割合(%)	－	21.13	1.19	17.32	12.75	0.01	47.57	100.000	－

（注）自己株式2,708,341株は、「個人その他」に27,083単元、「単元未満株式の状況」に41株含まれております。

（６）【大株主の状況】

2019年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
榊原　暢宏	名古屋市昭和区	10,782,900	33.71
株式会社光通信	東京都豊島区西池袋１丁目４番10号	3,101,600	9.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海１丁目８番11号	2,580,700	8.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	東京都中央区晴海１丁目８番11号	1,140,700	3.56
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL （常任代理人　ゴールドマン・サックス証券株式会社）	133 FLEET STREET LONDON EC４A ２BB U. K. （東京都港区六本木６丁目10番１号）	1,042,714	3.26
住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿２丁目４番１号	1,000,700	3.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町２丁目11番３号	998,300	3.12
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	東京都中央区晴海１丁目８番12号	979,900	3.06
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) （常任代理人　株式会社三菱UFJ銀行）	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC４A ２BB UNITED KINGDOM （東京都千代田区丸の内２丁目７番１号）	854,137	2.67
株式会社ブロードピーク	東京都豊島区西池袋１丁目４番10号	490,100	1.53
計	－	22,971,751	71.83

（注）１　上記のほか、自己株式が2,708,341株あります。
２　発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する所有株式数の割合は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
３　上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）　2,580,700株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）　1,140,700株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）　998,300株
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）　979,900株

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2019年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式　2,708,300	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式　31,973,300	319,733	―
単元未満株式	普通株式　6,400	―	―
発行済株式総数	34,688,000	―	―
総株主の議決権	―	319,733	―

②【自己株式等】

2019年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	名古屋市中区錦一丁目10番20号	2,708,300	―	2,708,300	7.80
計	―	2,708,300	―	2,708,300	7.80

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第３号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第７号に該当する普通株式の取得

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（2017年12月21日）での決議状況 （取得期間　2017年12月22日～2018年12月21日）	450,000	170,000,000
当事業年度前における取得自己株式	236,400	169,927,800
当事業年度における取得自己株式	―	―
残存決議株式の総数及び価額の総額	213,600	72,200
当事業年度の末日現在の未行使割合（%）	47.47	0.04
当期間における取得自己株式	―	―
提出日現在の未行使割合（%）	47.47	0.04

（注）自己株式を取得する方法は、東京証券取引所における市場買付であります。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	41	63,222
当期間における取得自己株式	―	―

（注）当期間における取得自己株式には、2019年12月１日からこの有価証券報告書提出日（2019年12月27日）までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―
消却の処分を行った取得自己株式	―	―	―	―
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他（新株予約権の権利行使）	695,100	215,686,728	―	―
保有自己株式数	2,708,341	―	2,708,341	―

（注）「当期間における処理自己株式」欄には、2019年12月１日からこの有価証券報告書提出日（2019年12月27日）までの新株予約権の権利行使による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しており、長期的かつ総合的な株主利益の向上を図り、配当性向30%を目安として、期末配当と中間配当の年２回の剰余金の配当を行うことを利益配分に関する基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会でありますが、中間配当については「取締役会の決議によって、毎年３月31日を基準として中間配当をすることができる」旨を定款に定めているため、取締役会であります。

上記の方針に基づき、当事業年度における期末配当は１株当たり８円とさせていただきます。中間配当を７円といたしましたので、当事業年度の配当は、１株当たり15円となります。

また、次期の配当につきましては、１株当たり中間配当８円、期末配当８円の年間配当16円(当事業年度と比べて１円増配)を予定しております。

なお、内部留保資金につきましては、顧客ニーズの変化等に対応するため、企業体質の強化及び新規事業の育成を目的とした積極的な事業投資に活用してまいります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 （千円）	１株当たり配当額 （円）
2019年５月10日 取締役会決議	219,972	7
2019年12月26日 定時株主総会決議	255,837	8

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的な成長と長期的な企業価値の向上を実現するため、全てのステークホルダーと良好な関係を構築し、満足いただけるようなサービスを提供するべく取り組んでおります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治体制の概要

当社の機関として、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。

当社は、2019年12月26日付けで取締役５名及び監査役１名を選任しました。これにより当社の役員構成は、提出日現在において取締役５名（うち社外取締役３名）、監査役４名（うち社外監査役３名）であります。社外取締役及び社外監査役には、それぞれの経験と専門性を活かし、当社の経営に対しての監視及び助言ができる人材を選任しており、当該体制により、当社グループにおける一層適正な業務執行を推進してまいります。

取締役会は、代表取締役 榊原暢宏を議長とし、若月光博、白石徳生（社外取締役）、岩村豊正（社外取締役）、濵地昭男（社外取締役）の５名で構成されており、毎月１回の定時取締役会開催に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、重要事項の対策及び各種計画の検討等、経営環境の変化に対応しております。

監査役会は、常勤監査役 澤田正勝を議長とし、吉岡徹郎（社外監査役）、森島康雄（社外監査役）、大信田博之（社外監査役）の４名で構成されており、監査役会を毎月１回以上開催しております。監査役は取締役会、その他の重要な会議に出席するほか、適宜業務監査を行い、会計につきましても必要に応じ会計監査人から直接聴取し、取締役の業務執行を監査する体制となっております。

当社グループの業務執行・監視・内部統制の概要は下記のとおりです。

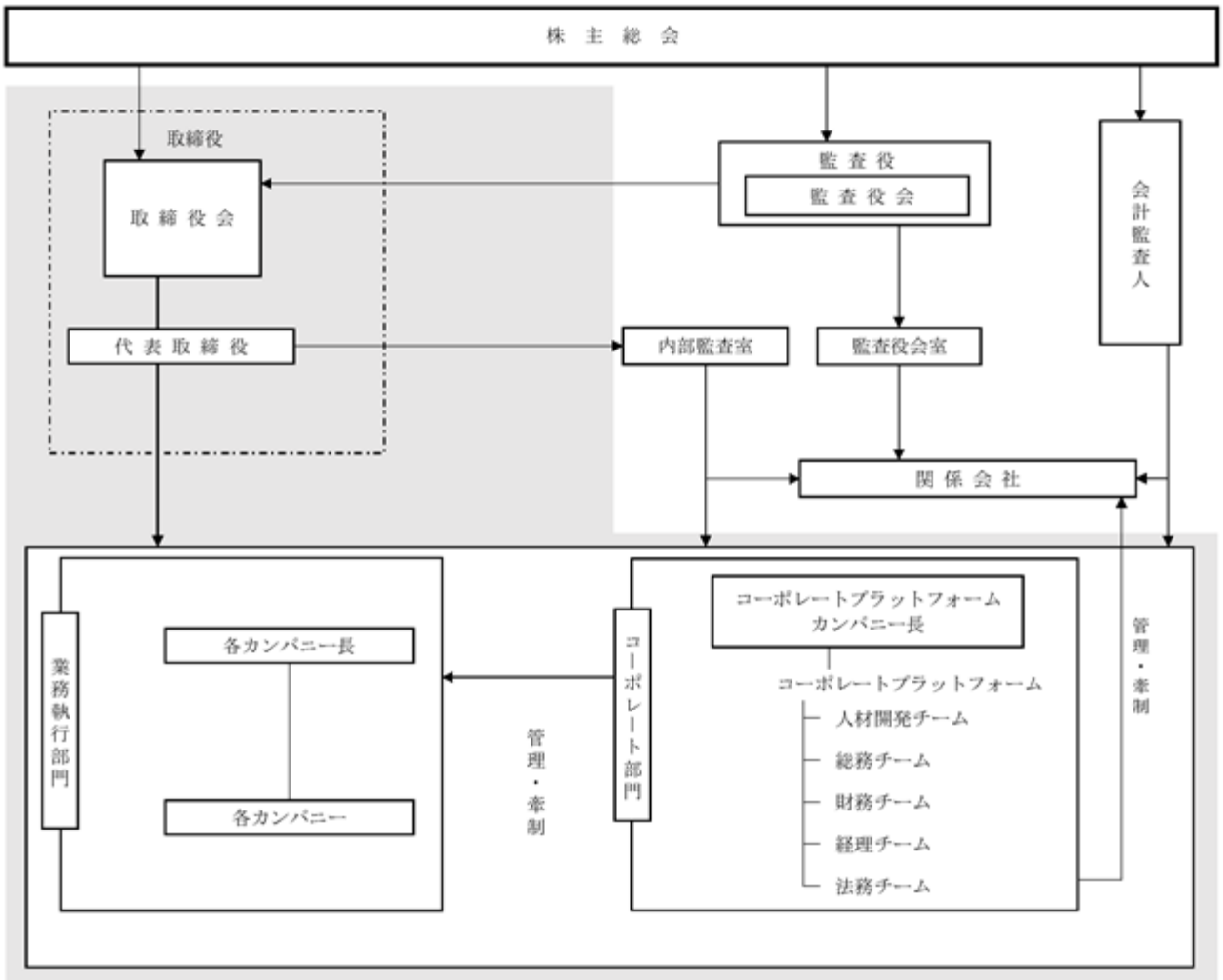

ロ．企業統治の体制を採用する理由

当社では、経営判断及び業務執行の適法性及び妥当性の監査及び監督を有効に確保するために、提出日現在において最適の体制であると判断しております。

③　企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

取締役会は毎月１回の定例開催に加え、必要に応じて臨時開催も行っており、重要事項の対策及び各種計画の検討等、経営環境の変化に対応してまいりました。従業員に対する教育としては、当社グループ全社従業員へのグループ企業行動基準、コンプライアンス・ガイドライン及び内部通報制度の浸透を最優先課題として掲げております。又、管理職を対象に、外部機関の研修等を適宜受講させております。

監査役会も毎月１回以上開催しております。監査役会の直下組織として設置した監査役会室から子会社に対して監査役の派遣を行っております。

当社では、2006年５月15日開催の取締役会において、会社法第362条第４項第６号に規定する体制の整備について決議し、その後の状況を鑑み、2014年６月20日付で一部内容を修正しております。又、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）が2015年５月１日に施行されたことに伴い、2015年６月22日開催の取締役会において、内容を一部改定し、その後当社グループの組織再編に合わせて、2016年６月24日開催の取締役会において内容を一部改定しております。なお、改定内容は、当社グループの社内カンパニー制への移行に伴う社内組織の再編成及び業務分掌の変更に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ　取締役会は、取締役会規程及び取締役会付議基準に従い、会社の業務執行の意思決定を行い、執行役員並びにカンパニー（領域及びプラットフォームの総称）及び室（以下「カンパニー等」といいます。）の長から会社の業務執行状況の報告を受け、取締役の職務執行を監視・監督します。

ⅱ　当社の業務執行体制として、稟議規程、取締役会付議基準、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程により、各カンパニー等の職務権限を明確にし、指揮命令系統を明らかにするとともに、各カンパニー間の相互牽制を機能させます。

ⅲ　取締役会は、コンプライアンス全体の総責任者に取締役社長を任命し、取締役社長の強いリーダーシップの下、企業行動基準、コンプライアンス・ガイドライン、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムに基づき、取締役、執行役員及び使用人に対し、定期的かつ継続的にコンプライアンス教育・研修を行い、当社経営理念の精神及びその意味するところの意識付けを取締役、執行役員及び使用人に徹底することにより、コンプライアンスが当社企業活動の礎であることについて、取締役、執行役員及び使用人の理解を促します。又、取締役、執行役員及び使用人がコンプライアンスに違反する行為を行ったと認められる場合には、就業規則に基づき、当該取締役、執行役員及び使用人に対し、適正な処分を行う等、コンプライアンス体制の構築、整備及び管理にあたります。

ⅳ　取締役会は、これらのコンプライアンスの状況を把握し、改善を図るため、業務執行部門から独立した内部監査室を、取締役社長の直轄機関として設け、内部監査室に内部監査規程及び内部監査計画に基づき、定期的に内部監査を実施させ、その結果を被監査部門にフィードバックさせるとともに、それを踏まえ、これらの体制を検証します。

ⅴ　監査役は、法令が定める権限を適正に行使するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携を行い、監査役会規程、監査役規程、監査役監査基準及び監査計画に基づき、取締役の職務執行及び執行役員の業務執行に関わる監査を行います。

ⅵ　取締役会は、コンプライアンス体制の充実及び強化を推進するため、使用人からコンプライアンス上疑義のある行為について通報相談を受け付ける通報窓口を外部弁護士及び外部社会保険労務士に設け、コンプライアンス違反を未然に防止し、早期発見できるよう、内部通報制度を運営します。係る制度では、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを保証します。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ⅰ　取締役会は、株主総会、取締役会等の重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役及び使用人が稟議規程等に基づき決裁を行った重要な文書について、適切に保存するため、文書管理規程を整備します。又、必要に応じて取締役、監査役及び会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態で管理を行います。

ⅱ　取締役会は、これらの管理の総責任者にコーポレートプラットフォームカンパニー長を任命します。

ⅲ　監査役は、取締役の職務執行並びに執行役員及び使用人の業務執行に係る情報の作成、保存及び管理の状況について、監査を行います。

ⅳ　取締役会は、当社が持つ情報資産の安全性を確保し、当社の経営活動に有効かつ効率的な活用に資するため、情報セキュリティ管理基本規程を定めるとともに、取締役会は、情報セキュリティ管理の最高責任者にＩＴシステムプラットフォームカンパニー長を任命し、情報資産の適正な管理を行います。

ⅴ　取締役会は、取締役社長を通じて、これらの情報の保存及び管理に関する状況を把握し、改善を図るため、内部監査室に内部監査を実施させ、その報告を踏まえ、これらの体制を検証します。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ⅰ　当社のリスク管理体制の礎として、リスク管理規程を定め、同規程に基づきリスク管理委員会を設置するとともに、取締役会は、当社のリスク管理の総責任者に取締役社長を任命し、全社に関わる横断的リスクの総括的な管理を行います。

ⅱ　各カンパニー等におけるリスク管理責任者は、それぞれが各カンパニー等に整備するリスク管理体制の下、担当業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析及び評価したうえで適切な対策を実施するとともに、係るリスク管理状況を監督し、定期的に見直します。

ⅲ　重大性、緊急性若しくは不測の事態が発生、又はそのおそれがある場合には、リスク管理委員会は取締役会に対し、ただちに報告するとともに、取締役会は遅滞なく対策本部を設置し、損害の拡大又は発生を防止する措置を講じます。

ⅳ　当社、子会社及び関連会社で構成される当社グループ各社（以下「グループ各社」といいます。）はそれぞれに関わるリスクを発見した場合には、遅滞なく当社リスク管理委員会に報告をします。

ⅴ　取締役会は、取締役社長を通じて、これらの損失の危険の管理に関する状況を把握し、改善を図るため、内部監査室に内部監査を実施させ、その報告を踏まえ、これらの体制を検証します。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ　執行役員制度及びカンパニー制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監視・監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確化します。

ⅱ　取締役の職務執行を効率的に行うため、取締役会を毎月１回定時に開催するほか、適宜臨時に開催します。

ⅲ　取締役の職務執行並びに執行役員及び使用人の業務執行については、稟議規程、取締役会付議基準、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程を定め、その責任の所在及び執行手続を明確にし、取締役、執行役員及び使用人は重要性に応じた意思決定を行います。

ⅳ　取締役会は、当社経営理念に基づき、将来の事業環境を見据えながら、中期経営計画及び年度経営計画を策定し、取締役社長、執行役員及びカンパニー長は、その達成に向けて職務を執行又は業務を執行し、取締役会において、その実績を報告します。

ⅴ　取締役会は、取締役の職務の効率性に関する総責任者に取締役社長を任命し、年度経営計画に基づいた各カンパニー等の目標に対し、業務執行が効率的に行われるように監視・監督を行います。

ⅵ　取締役会は、取締役社長を通じて、これらの業務運営状況を把握し、改善を図るため、内部監査室に内部監査を実施させ、その報告を踏まえ、これらの体制を検証します。

(e) 次に掲げる体制その他の当社及びそのグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ⅰ　子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

（イ）取締役会は、関係会社管理の総責任者に取締役社長を任命します。

（ロ）当社から主要なグループ各社に取締役を派遣します。

（ハ）子会社に取締役、執行役員及び使用人を派遣する場合には、派遣先の子会社における職責を明確にするとともに、子会社内及び当社と子会社との間において必要な報告・決裁が確実になされるような体制を構築します。

（ニ）子会社において、当社取締役会の承認を必要とする事項については、当社から派遣している取締役から、随時、当社のコーポレートプラットフォーム財務チームを通じて報告を受けます。

ⅱ　子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（イ）子会社のリスク管理体制の礎として、子会社の取締役会をして、子会社のリスク管理の責任者に子会社の取締役を任命させ、子会社の業務全般に関わる横断的リスクの総括的な管理を行わせます。

（ロ）子会社におけるリスク管理の責任者たる取締役には、各カンパニー等の長たる責任者の協力の下、担当業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析及び評価したうえで、適切な対策を実施させるとともに、係るリスク管理状況を監督させ、定期的に見直させます。

(ハ) 重大性、緊急性若しくは不測の事態が発生、又はそのおそれがある場合には、子会社のリスク管理の責任者たる取締役に、子会社の取締役社長をして、遅滞なく取締役会を招集及び開催させ、損害の拡大又は発生を防止する体制を整えるとともに、遅滞なく当社に報告させます。

(ニ) 前(ハ)にかかわらず、子会社の取締役は、業務執行に関わるリスクを発見した場合には、遅滞なく子会社の取締役会に報告を行い、派遣取締役を通じて当社に報告するものとします。

iii 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 子会社の取締役の職務執行を効率的に行うため、子会社の取締役会を毎月１回定時に開催させるほか、適宜臨時に開催させます。

(ロ) 子会社の取締役の職務執行については、子会社において、稟議規程、取締役会付議基準、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程を定めさせ、その責任の所在及び執行手続を明確にさせます。

(ハ) 子会社の取締役会には、当社グループ経営理念に基づき、将来の事業環境を見据えながら、子会社の中期経営計画及び年度経営計画を策定させ、子会社の業務執行取締役には、その達成に向けて職務を執行し、子会社の取締役会において、その実績を報告させるとともに、年１回、子会社の取締役社長をして、当社の取締役会において、その実績を報告させます。

(ニ) 子会社の取締役会には、取締役の職務の効率性に関する総責任者に子会社の業務執行取締役を任命させ、子会社の年度経営計画に基づいた各所管部署の目標に対し、職務執行が効率的に行われるように監督を行わせます。

iv 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 子会社の取締役社長が当社グループ経営理念の精神及びその意味するところの意識付けを子会社の使用人に徹底することにより、コンプライアンスが当社及び子会社の企業活動の礎であることについて、子会社の使用人の理解を促進します。

(ロ) 子会社の業務執行体制として、子会社の稟議規程、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程により各所管部署の職務権限を明確にさせ、指揮命令系統を明らかにするとともに所管部署間の相互牽制を機能させます。

(ハ) 子会社のコンプライアンス体制の充実、強化を推進するため、子会社には、当社の内部通報制度運用規程を準用させます。係る規程に基づき、子会社においても、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを保証します。

(ニ) 子会社には、子会社の業務分掌規程に基づき、適正な業務執行を徹底させるとともに、問題が発生した場合には、子会社の就業規則に基づき、適正な処分を行わせます。

(ホ) 当社内部監査室が内部監査規程及び内部監査計画に基づき、定期的に子会社の業務執行状況の監査を行い、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、当社の取締役社長及び取締役会に報告します。

v その他の当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ) 当社の関係会社管理規程において、子会社における重要事項を当社の取締役会の付議事項とする旨を定め、該当事項については、コーポレートプラットフォームカンパニー長を通じて当社の取締役会に報告させます。

(ロ) グループ各社の経営管理及び内部統制の推進を行うため、当社の各カンパニー長は、所管する業務において、グループ各社への経営指導及び業務支援を行います。

(ハ) グループ各社は、当社との連携及び情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計、自社の企業風土その他会社の固有性等を踏まえ、自立的に内部統制システムを整備することを基本とします。

(ニ) 主要なグループ各社については、当社監査役を監査役に就任させ、又は当該グループ各社の取締役及び監査役と連携し、当該グループ各社の業務の適正を確保する体制を整備します。

(ホ) 主要なグループ各社に対して、当社内部監査室が定期的に内部監査を実施します。

(ヘ) 当社コーポレートプラットフォームカンパニー長は、グループ管理体制の強化及びグループ各社における問題把握と調整を行います。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を必要に応じて置きます。その際の人員数、資格等は、常勤監査役の判断にて決定します。

(g) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ⅰ　監査役の職務を補助する使用人に対する指揮命令権限は、監査役の監査業務を補助する範囲内において常勤監査役に帰属し、取締役、執行役員及び使用人は指揮命令権限を有しません。

ⅱ　監査役の職務を補助する使用人の任命、解任、人事考課、異動、賃金の改定等については、常勤監査役の同意を得たうえで決定します。

ⅲ　監査役の職務を補助する使用人は、監査役会に出席し、監査役より指示された業務の実施内容及び結果につき、報告を行います。

(h) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ⅰ　当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

（イ）取締役、執行役員及び使用人は、監査役の求めに応じて、遅滞なく業務執行状況の報告をします。

（ロ）取締役、執行役員及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある重要な事実を発見した場合、遅滞なく監査役に報告をします。

（ハ）監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとします。そのため、取締役、執行役員及び使用人は、あらかじめ重要会議の日程を監査役に遅滞なく連絡し、出席の要請を行います。

ⅱ　子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

（イ）当社監査役は、当社の監査役監査基準に基づき、子会社に対して事業の報告を求めます。

（ロ）子会社における他の会社の規程を準用する規程に基づき、子会社では、当社の内部通報制度運用規程を準用し、当社の内部通報制度を採用します。子会社において、当該制度を利用して通報があった場合、係る通報の概要について、子会社から当社のコーポレートプラットフォームカンパニー長を通じて、当社の監査役に対して報告されます。

(i) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ⅰ　当社は、内部通報制度運用規程において、前号の報告をした者が内部通報制度を利用したり、内部通報制度運用規程に基づく調査において真実を述べたことを理由として、前号の報告をした者に対し、いかなる不利益な取扱いも行ってはならないことを定めます。

ⅱ　当社は、前号の報告をした者が内部通報制度を利用したり、内部通報制度運用規程に基づく調査において真実を述べたことを理由として、前号の報告をした者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講ずるものとします。

ⅲ　前号の報告をした者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った取締役、執行役員及び使用人がいた場合には、前号の報告をした者は、内部通報の窓口である外部弁護士又は外部社会保険労務士を介して、当社の常勤監査役に対し、当該取締役、執行役員及び使用人に対し適切かつ必要な措置を講じるよう請求することができ、これを受けた当該常勤監査役は、当該取締役、執行役員及び使用人に対し適切かつ必要な措置を講ずるものとします。

(j) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役規程その他の社内規程において、監査役は職務の執行について生ずる費用を会社に対し、請求することと定めます。又、当社は、監査役からの請求により、監査役に対し、係る費用を前払いすることと定めます。

(k) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ⅰ　監査役は取締役社長と適時会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行います。

ⅱ　監査役は内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に報告を求めます。

ⅲ　監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めます。

ⅳ　監査役会は毎月１回以上開催します。

ⅴ　監査役は、監査の実施にあたり、必要と認める場合には、弁護士、公認会計士、弁理士その他の外部専門家を独自の判断で起用できます。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

当社は、生活トラブル解決サービス企業として、各種サービスの提供を行っております。これらの事業の性質上、様々なリスクに晒されております。事業の拡大、情報技術の急速な進展からのリスクは、予測不可能な不確実性を含んでおり、個人情報に関する社会的責任に関しても将来の当社業績にインパクトを与える可能性があります。

当社では、これらのリスクを適切にモニターしコントロールするために、コンプライアンス体制を周知徹底するとともに、リスク管理委員会を設置し、リスク対応力の強化を図ってきました。又、内部監査では定期的に規程の遵守状況、リスク管理機能の有効性・独立性・報告書の信頼性のチェックを行っております。

ハ．責任限定契約等の状況

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限られます。

ニ．取締役の定数

当社の取締役は８名以内とする旨を定款に定めております。

ホ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び会社法第342条第３項に定める累積投票によらない旨を定款に定めております。

ヘ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨、定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ト．剰余金の配当（中間配当）

当社は、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議をもって、剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

チ．自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

リ．取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするためのものであります。

（２）【役員の状況】

①　役員一覧

男性　　9名　女性　　－名　（役員のうち女性の比率　－％）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
代表取締役	榊原 暢宏	1967年３月22日	1989年４月　株式会社アクロス 入社 1994年１月　有限会社ノア設立 取締役就任 1997年２月　日本二輪車ロードサービス株式会社（現 当社）設立 代表取締役就任（現任） 2004年４月　セコムウィン株式会社 取締役就任 2008年11月　ジャパン少額短期保険株式会社 取締役就任（現任） 2017年５月　JBRあんしん保証株式会社 取締役就任（現任）	(注) 3	10,782,900
取締役	若月 光博	1965年４月４日	1989年４月　株式会社静岡銀行 入行 1996年10月　監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入社 2001年２月　トーマツコンサルティング株式会社（現 デロイトトーマツコンサルティング合同会社）取締役就任 2004年３月　プロジェクトA株式会社 代表取締役社長就任 2007年２月　株式会社アドバンスト・コミュニケーションズ 常務取締役就任 2010年10月　株式会社スイートスタイル 取締役管理本部長就任 2012年３月　株式会社スイートスタイル 代表取締役社長就任 2017年１月　当社 執行役員コーポレートプラットフォームカンパニー長就任 2017年６月　ジャパン少額短期保険株式会社 取締役就任（現任） 2017年12月　当社 取締役執行役員コーポレートプラットフォームカンパニー長就任 2018年10月　当社 取締役執行役員コーポレートプラットフォームカンパニー長兼経営企画室室長就任（現任） 2018年12月　JBRあんしん保証株式会社 取締役就任（現任）	(注) 3	3,400
取締役	白石 徳生	1967年１月23日	1990年８月　株式会社パソナジャパン（現 ランスタッド株式会社）入社 1996年３月　株式会社ビジネス・コープ（現 株式会社ベネフィット・ワン）設立 取締役就任 2000年６月　株式会社ベネフィット・ワン 代表取締役社長就任 2012年１月　株式会社ジェイ・エス・ビー 社外取締役就任（現任） 2012年３月　株式会社ベネフィットワンソリューションズ 取締役就任 2012年５月　貝那商務諮詢（上海）有限公司 董事長就任（現任） 2012年11月　BENEFIT ONE USA, INC. Director Chair of the Board（現任） 2013年８月　株式会社パソナグループ 取締役就任 2013年10月　BENEFIT ONE ASIA PTE. LTD.（現 BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE.LTD.）Director就任（現任） 2014年１月　BENEFIT ONE（THAILAND）COMPANY LIMITED Director就任(現任) 2014年12月　Benefit One Deutschland GmbH Geschäftsführer就任(現任) 2016年12月　REWARDZ PRIVATE LIMITED Director就任（現任） 当社 取締役就任（現任） 2017年６月　PT. BENEFIT ONE INDONESIA Director就任（現任） 2017年９月　株式会社ディージーワン 取締役就任（現任） 2019年６月　株式会社ベネフィット・ワン 代表取締役社長就任 金融事業部、監査部担当（現任）	(注) 3	100,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
取締役	岩村 豊正	1968年９月２日	1993年10月　監査法人伊東会計事務所 入所 1997年４月　公認会計士登録 2000年７月　岩村公認会計士事務所設立 所長就任（現任） 2004年４月　当社 監査役就任 2004年11月　キャブ株式会社 社外監査役就任（現任） 2006年８月　監査法人アンビシャス設立 代表社員就任 2008年３月　株式会社ブロンコビリー 社外監査役就任（現任） 2008年10月　株式会社ブラス 社外監査役就任（現任） 2015年10月　株式会社キャブホールディングス 社外監査役就任（現任） 2016年12月　当社 取締役就任（現任） 2017年２月　株式会社Jサプライ 社外監査役就任（現任） 株式会社ＵＲＳ 社外監査役就任（現任） 2019年７月　監査法人コスモス 代表社員（現任）	(注) 3	－
取締役	濵地 昭男	1954年７月13日	1979年４月　三菱鉱業セメント株式会社（現 三菱マテリアル株式会社）入社 2009年６月　同社 執行役員経営企画部門長就任 2010年６月　同社 常務執行役員経営企画部門長就任 2011年４月　同社 常務執行役員経営戦略部門長就任 2012年６月　同社 常務取締役就任 2015年４月　同社 代表取締役副社長就任 2016年４月　三菱アルミニウム株式会社 代表取締役社長就任 2019年12月　当社 取締役就任（現任）	(注) 3	－
常勤監査役	澤田 正勝	1962年７月17日	1984年３月　株式会社光製作所 入社 1989年８月　株式会社マス・ヨシモト 入社 1997年１月　株式会社大門（現 株式会社マインマート）入社 2003年３月　株式会社ライフコミューン 入社 2006年３月　株式会社アルファ・トレンド・ホールディングス（現 日本産業ホールディングズ株式会社）入社 2008年３月　株式会社イーグランド 入社 2010年１月　サワダコンサルティング 開業 2014年７月　当社 監査役会室長 2016年５月　ＪＢＲあんしん保証株式会社 監査役就任 2016年６月　ジャパン少額短期保険株式会社 監査役就任（現任） 2016年12月　当社 監査役就任（現任） 2019年１月　レスキュー損害保険株式会社 監査役就任（現任）	(注) 4	2,900
監査役	吉岡 徹郎	1942年７月14日	1967年４月　静岡県 採用 1997年４月　静岡県 環境部長 2000年４月　静岡県 企画部長 2001年４月　静岡県 理事（静岡国際園芸博覧会担当）就任 2001年６月　財団法人 静岡国際園芸博覧会協会 会長代理就任 2005年４月　静岡県 地域整備センター 理事長就任 静岡県 住宅供給公社 理事長就任 静岡県 土地開発公社 理事長就任 静岡県 道路公社 理事長就任 2006年２月　富士山静岡空港株式会社 代表取締役社長就任 2014年12月　当社 監査役就任（現任）	(注) 4	2,300

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
監査役	森島 康雄	1948年５月４日	1973年５月　株式会社中部経済新聞社 入社 1990年６月　名古屋証券取引所（現 株式会社名古屋証券取引所）入社 2000年６月　同所 常務理事就任 2002年４月　同所 常務執行役員就任 2005年６月　同所 常勤監査役就任 2007年６月　同所 顧問就任 OFFICEモリシマ 開業 代表就任（現任） みらい証券株式会社 常勤監査役就任 株式会社マリノ 非常勤監査役就任 2013年７月　キャタリスト証券株式会社 代表取締役就任 2014年６月　株式会社三洋堂ホールディングス 社外監査役就任（現任） 2015年10月　株式会社マリノ 社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2016年10月　税理士法人Bricks&UK 顧問就任（現任） 2018年12月　当社 監査役就任（現任）	(注)５	－
監査役	大信田 博之	1957年６月５日	1981年４月　株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行）入行 1998年７月　KPMGグローバルソリューション株式会社 入社 1999年７月　同社 ディレクター就任 2000年２月　KPMGビジネスアドバイザリーLLC 入社 2000年７月　同社 東京支店パートナー兼支店長 2003年８月　株式会社KPMG FAS 代表取締役パートナー就任 2006年９月　金沢工業大学虎ノ門大学院 客員教授就任 2019年３月　武蔵野リサーチ合同会社 代表社員就任（現任） 2019年７月　株式会社SFM 顧問就任 アルヒ株式会社 社外取締役就任（現任） 株式会社ギガプライズ 社外取締役就任（現任） 2019年11月　株式会社SFM 社外取締役就任（現任） 2019年12月　当社 監査役就任（現任）	(注)６	－
計					10,891,500

（注）１　取締役白石徳生、岩村豊正及び濵地昭男は、社外取締役であります。
２　監査役吉岡徹郎、森島康雄及び大信田博之は、社外監査役であります。
３　取締役の任期は、2019年12月26日の定時株主総会における選任後、１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
４　監査役澤田正勝及び吉岡徹郎の任期は、2016年12月21日の定時株主総会における選任後、４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
５　監査役森島康雄の任期は、2018年12月20日の定時株主総会における選任後、４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
６　監査役大信田博之の任期は、2019年12月26日の定時株主総会における選任後、４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
７　各役員が所有する当社株式数には、当社役員持株会における持分株式数を含んでおりません。

② 社外役員の状況

提出日現在における当社の社外取締役は３名、社外監査役は３名であります。

イ．社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別の利害関係

当社と社外取締役の白石徳生、岩村豊正及び濵地昭男は会社法第２条第15号に定める社外取締役の要件を充たしております。又、社外取締役白石徳生の100,000株の株式保有を除き、当社との人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

当社と社外監査役の吉岡徹郎、森島康雄及び大信田博之は会社法第２条第16号に定める社外監査役の要件を充たしております。又、社外監査役吉岡徹郎の2,300株の株式保有を除き、当社との人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

ロ．社外取締役又は社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割

2019年12月26日に社外取締役に就任した白石徳生は、数多くの会社の取締役を務め、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、企業経営に精通していることから、当社が抱える経営全般の課題に関し、適確な指導・助言をいただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断したため選任しております。

2019年12月26日に社外取締役に就任した岩村豊正は、公認会計士として複数の他の会社の社外監査役を兼任し、豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、又当社の社外監査役として当社の事業内容に精通していることから、当社事業戦略上の課題に対し、適確な指導・助言をいただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断したため選任しております。

2019年12月26日に社外取締役に就任した濵地昭男は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、企業経営に精通していることから、当社の現状の課題の対応に関し、適確な指導・助言を求めることができると判断したため選任しております。

社外監査役の吉岡徹郎は、静岡県の要職を歴任しており、又、他の会社の代表取締役としての豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、それらの経験を当社の監査に発揮してもらうべく社外監査役に選任しております。

社外監査役の森島康雄は、名古屋証券取引所の要職を歴任され、また、他の会社での取締役及び監査役として豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、それらの経験を当社の監査に発揮してもらうべく社外監査役に選任しております。

社外監査役の大信田博之は、コンサルタントとして豊富な経験と見識を有しており、それらの経験を当社の監査に発揮してもらうべく社外監査役に選任しております。

ハ．社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方

当社は、社外取締役３名を選任しております。当該社外取締役の白石徳生、岩村豊正及び濵地昭男は、それぞれが一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であり、証券取引所の定める独立役員に指定しております。

又、当社は、監査役会を設置しており、監査役４名のうち、３名が社外監査役であります。吉岡徹郎、森島康雄及び大信田博之は、それぞれが一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役であり、証券取引所の定める独立役員に指定しております。これらの体制はコーポレート・ガバナンスの向上に資するものと考えております。

社外役員を選任するにあたり、独立性に関する基準又は方針は特に設けておりませんが、選任にあたっては、会社法に定める社外性の要件を満たすというだけでなく、経歴、当社との関係性から個別に判断し、当社からの独立性を確保できる方を候補者として選任することとしております。

③　社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、2019年12月26日の定時株主総会において、会社経営の経験が豊富で事業に精通した、又財務・会計及び法務に精通した社外取締役３名を選任しました。これらの役員の就任により、それぞれの専門的な観点からの指摘を受けることができるほか、役員に対して既存事業を説明し社外というより顧客に近い視点からの既存事業の問題点の指摘を受けることで、議論自体がより成熟したものになることを期待し、指導及び助言を頂いており、引き続き求めてまいります。

又、2016年12月21日開催、2018年12月20日開催及び2019年12月26日開催の定時株主総会において、豊富な経験を有した社外監査役を３名選任しております。当社の社外監査役は、取締役会で議案等に対し、適宜、質問や監督・監査上の所感を述べることで、実質的な意見交換を行っております。

当社監査役は会計監査人等より定例的に報告を受け、情報の収集及び課題の共有を図っております。内部統制に関しては、内部監査室及び会計監査人より定例的に報告を受ける体制を整えております。

（３）【監査の状況】

①　監査役監査の状況

当社は、４名の監査役を選任しており、常勤監査役を中心とした計画的かつ網羅的監査の実施がなされております。監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに重要な書類等の閲覧、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査するほか、内部監査人との連携を密にし、独立した立場から経営の監視を行っております。なお、監査役会は毎月１回以上開催しており、内部監査人、監査役及び会計監査人は、緊密な連携を保つため、積極的な情報交換を行っており、必要に応じて共同監査を実施いたします。

②　内部監査の状況

当社の内部監査部門として、取締役社長直轄の内部監査室を３名専任体制で設置しており、内部監査室は全部署及びグループ各社を対象として、業務の適正な運用、改善、能率増進に向け、財産を保全し、不正過誤の予防に資することを目的として、業務の遂行が各種法令や、当社の各種規程類等に則り実施されているか、効果的・効率的に行われているか等について、調査・チェックを行うことにより、内部監査を計画的に実施しております。

③　会計監査の状況

ａ．監査法人の名称

普賢監査法人

ｂ．業務を執行した公認会計士

佐藤　功一

嶋田　両児

ｃ．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士８名であります。

ｄ．監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、監査役会規程及び監査役監査基準に従って会計監査人の選解任基準等を定め、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針及び再任の判断基準を明確にしております。それに基づいて監査役会で審議した結果、会計監査人として普賢監査法人を再任いたしました。

なお、会計監査人の解任又は不再任の決定については、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。又、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

ｅ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人について、その独立性及び専門性、監査品質、監査活動の状況、監査報酬水準、監査報告の相当性等を対象項目として評価を行っております。この評価については、監査法人による監査報告、往査立会等を通じて監査実施内容を把握すると共に、日本公認会計士協会による品質管理レビュー、公認会計士・監査審査会等の検査結果及び行政処分の有無等の項目を勘案した基準に基づき評価を行い、普賢監査法人が会計監査人として独立性を確保し、かつ適切、妥当であると判断しております。

④　監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年１月31日内閣府令第３号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56)ｄ(f)ｉからiiiの規定に経過措置を適用しております。

ａ．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	40,000	－	39,000	－
連結子会社	10,130	－	11,000	－
計	50,130	－	50,000	－

当社及び当社連結子会社における非監査業務に基づく報酬につきましては前連結会計年度、当連結会計年度ともに該当事項はありません。

ｂ．その他重要な報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

ｃ．監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等の監査計画、監査内容、監査に要する時間等を十分に考慮し、監査報酬額を決定しております。

ｄ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況等を勘案し、報酬見積の算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

（４）【役員の報酬等】

①　役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の報酬は、2013年12月20日第17回定時株主総会の決議に基づく限度額（取締役について200,000千円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、監査役について40,000千円）の範囲内で、その具体的な配分は取締役会で決定することができるとされております。

当社の役員の報酬の決定については、次に掲げる基本方針に基づき、取締役については取締役会において、監査役については監査役全員の同意により監査役会において行うこととしております。

(a) 取締役の報酬の基本方針

ⅰ　取締役の報酬は原則として固定報酬及び使用人分給与で構成し、適時ストック・オプションを付与いたします。

ⅱ　取締役の報酬は、会社の経営成績及び個人の貢献度並びに期待される役割に照らして、毎年見直します。

ⅲ　取締役の報酬の水準については、会社価値の増大へのインセンティブが高められ、又、有能な人材を確保し得る水準を考慮し、併せて他社水準を照らしつつ設定いたします。

ⅳ　年度途中において、取締役の報酬を増減させるべき事情が生じたときは、当該事情に照らして取締役会により変更を決定いたします。

(b) 監査役の報酬の基本方針

ⅰ　監査役の報酬は原則として固定報酬で構成し、適時ストック・オプションを付与いたします。

ⅱ　監査役の報酬は、常勤・非常勤の別により報酬水準を設定するとともに、監査役へのストック・オプションの付与は独立性が損なわれることのない範囲といたします。

ⅲ　監査役の報酬の水準については、監査役の職責を担う有能な人材を確保し得る水準を、他社水準を照らしつつ設定いたします。

②　役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役(社外取締役を除く)	35,500	35,500	－	－	2
監査役(社外監査役を除く)	9,000	9,000	－	－	1
社外役員	23,800	23,800	－	－	6

③　使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

総額（千円）	対象となる役員の員数（名）	内容
20,000	1	部長等としての職務に対する給与であります。

（５）【株式の保有状況】

①　投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断した場合には純投資目的以外の目的である投資株式に区分し、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合には純投資目的である株式投資と区分しております。

②　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

ａ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有株式企業の中長期的な経済合理性や将来見通し、また取引の状況を踏まえ、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断した場合には、非上場株も含む株式を保有することとしております。毎年、取締役会にて主な政策保有株式について、中長期的なリスクとリターンなどを踏まえた合理性・必要性について検証し、保有の意義と合理性を確認いたします。

また、政策保有株式について、株主としての権利を行使すべく、すべての議案に対して議決権を行使することとし、政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から保有先企業の経営状態を勘案し、議案ごとの賛否を判断いたします。今後は政策保有株式の保有及び議決権行使において、定量面及び定性面からの明確な基準の策定を検討してまいります。

ｂ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（千円）
非上場株式	19	84,925
非上場株式以外の株式	3	3,350,069

（当事業年度において株式数が増加した銘柄）

	銘柄数（銘柄）	株式数の増加に係る取得価額の合計額（千円）	株式数の増加の理由
非上場株式	3	57,400	事業内容及びビジネスモデル等から、中長期的な企業価値向上に資すると判断して買い付けております。
非上場株式以外の株式	3	3,366,308	取引先との安定的・長期的な関係の維持・強化等を目的として買い付けております。

（当事業年度において株式数が減少した銘柄）

	銘柄数（銘柄）	株式数の減少に係る売却価額の合計額（千円）
非上場株式	2	30,000
非上場株式以外の株式	－	－

c．特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度 株式数（株） 貸借対照表計上額（千円）	前事業年度 株式数（株） 貸借対照表計上額（千円）	保有目的、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
株式会社住友不動産	350,800 1,442,840	－ －	会員事業及びリペア事業の取引の安定的、長期的な維持・強化のため保有しております。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしませんが、保有の便益と当社資本コストの比較により経済合理性を検証しております。	有
株式会社Casa	1,097,600 1,362,121	－ －	不動産賃貸市場における連携を図り、会員事業の取引の安定的、長期的な維持・強化のため保有しております。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしませんが、保有の便益と当社資本コストの比較により経済合理性を検証しております。	無
株式会社ナガワ	90,700 545,107	－ －	駆けつけ事業及びリペア事業の取引の安定的、長期的な維持・強化のため保有しております。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしませんが、保有の便益と当社資本コストの比較により経済合理性を検証しております。	有
バーチャレクス・ホールディングス株式会社	－ －	35,600 29,334	事業上の関係強化を目的に保有しておりました。長期保有する合理性が低いと判断し、当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的に変更しております。	無
株式会社安江工務店	－ －	21,200 28,217	事業上の関係強化を目的に保有しておりました。長期保有する合理性が低いと判断し、当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的に変更しております。	有
日本リビング保証株式会社	－ －	3,500 11,130	事業上の関係強化を目的に保有しておりました。長期保有する合理性が低いと判断し、当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的に変更しております。	無

③　保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（千円）	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（千円）
非上場株式	―	―	1	10,849
非上場株式以外の株式	15	848,517	7	1,176,671

区分	当事業年度		
	受取配当金の合計額（千円）	売却損益の合計額（千円）	評価損益の合計額（千円）
非上場株式	―	―	―
非上場株式以外の株式	15,095	325,281	350,117 (△14,582)

（注）「評価損益の合計額」の（　）は外書きで、当事業年度の減損処理額であります。

④　当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額（千円）
株式会社フンドーダイ五葉	1,000	10,849

⑤　当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額（千円）
バーチャレクス・ホールディングス株式会社	79,600	57,630
株式会社安江工務店	21,300	22,471
日本リビング保証株式会社	10,500	9,555

第５【経理の状況】

１　連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度（2018年10月１日から2019年９月30日まで）の連結財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成30年３月23日内閣府令第７号。以下「改正府令」という。）による改正後の連結財務諸表規則第15条の５第２項第２号及び同条第３項に係るものについては、改正府令附則第３条第２項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（2018年10月１日から2019年９月30日まで）の財務諸表に含まれる比較情報のうち、改正府令による改正後の財務諸表等規則第８条の12第２項第２号及び同条第３項に係るものについては、改正府令附則第２条第２項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

又、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

２　監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、連結会計年度（2018年10月１日から2019年９月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2018年10月１日から2019年９月30日まで）の財務諸表について、普賢監査法人による監査を受けております。

３　連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、会計基準等の内容を適切かつ適宜把握する体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し情報収集に努めるとともに、監査法人等の主催するセミナーに適宜参加しております。

1【連結財務諸表等】

（1）【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2018年９月30日)	当連結会計年度 (2019年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,756,559	8,271,395
売掛金	920,271	778,997
商品	72,305	69,639
貯蔵品	6,243	14,354
前払費用	442,645	367,930
その他	368,024	576,263
貸倒引当金	△14,428	△3,929
流動資産合計	9,551,621	10,074,651
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	79,045	91,202
機械装置及び運搬具（純額）	2,901	1,935
工具、器具及び備品（純額）	37,451	54,467
土地	7,460	7,460
リース資産（純額）	9,472	7,602
有形固定資産合計	※3 136,331	※3 162,668
無形固定資産		
のれん	147,662	94,282
ソフトウエア	121,964	283,655
ソフトウエア仮勘定	186,372	29,727
その他	17,517	16,812
無形固定資産合計	473,517	424,477
投資その他の資産		
投資有価証券	3,716,264	※1,※2 6,083,951
繰延税金資産	72,268	311,119
差入保証金	877,606	895,654
破産更生債権等	1,383,369	116,602
その他	134,872	※1 598,820
貸倒引当金	△1,480,419	△116,747
投資その他の資産合計	4,703,962	7,889,400
固定資産合計	5,313,811	8,476,546
繰延資産		
社債発行費	―	9,246
保険業法第113条繰延資産	―	201,296
繰延資産合計	―	210,543
資産合計	14,865,433	18,761,740

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年９月30日)	当連結会計年度 (2019年９月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	405,350	338,711
短期借入金	700,000	300,000
リース債務	2,752	2,019
未払法人税等	320,943	212,863
賞与引当金	2,086	55,774
会員引当金	153,961	129,571
支払備金	36,578	52,447
責任準備金	585,850	719,388
前受収益	1,658,138	1,824,627
その他	749,917	※2 790,115
流動負債合計	4,615,579	4,425,519
固定負債		
社債	―	※2 1,185,000
リース債務	8,224	6,205
繰延税金負債	104,174	56,362
資産除去債務	54,967	58,841
長期前受収益	4,003,047	4,885,490
その他	37,141	39,708
固定負債合計	4,207,555	6,231,608
負債合計	8,823,135	10,657,128
純資産の部		
株主資本		
資本金	780,363	780,363
資本剰余金	3,627,749	4,458,135
利益剰余金	2,153,071	3,353,827
自己株式	△1,046,176	△830,553
株主資本合計	5,515,007	7,761,772
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	526,590	135,239
その他の包括利益累計額合計	526,590	135,239
新株予約権	700	15,662
非支配株主持分	―	191,937
純資産合計	6,042,297	8,104,612
負債純資産合計	14,865,433	18,761,740

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自　2017年10月１日 至　2018年９月30日)	当連結会計年度 (自　2018年10月１日 至　2019年９月30日)
売上高	11,766,795	12,010,575
売上原価	6,230,439	6,418,413
売上総利益	5,536,356	5,592,161
販売費及び一般管理費	※1 4,105,643	※1 3,954,103
営業利益	1,430,712	1,638,058
営業外収益		
受取利息	1,970	323
受取配当金	126,416	31,141
投資有価証券売却益	118,191	351,862
その他	13,814	19,577
営業外収益合計	260,392	402,903
営業外費用		
支払利息	1,328	1,640
投資有価証券売却損	1,248	4,290
投資事業組合運用損	15,423	5,365
貸倒引当金繰入額	―	9,903
支払手数料	18,263	44,267
その他	10,673	7,603
営業外費用合計	46,937	73,070
経常利益	1,644,167	1,967,891
特別利益		
固定資産売却益	―	※2 18
投資有価証券売却益	58,272	―
資産除去債務戻入益	―	4,614
その他	9,726	―
特別利益合計	67,998	4,633
特別損失		
固定資産除却損	※3 1,801	※3 12,980
減損損失	※4 9,292	―
投資有価証券評価損	15,104	148,526
リース解約損	7,385	―
その他	364	7,770
特別損失合計	33,947	169,278
税金等調整前当期純利益	1,678,218	1,803,246
法人税、住民税及び事業税	459,626	303,810
法人税等調整額	25,929	△132,162
法人税等合計	485,555	171,647
当期純利益	1,192,662	1,631,598
非支配株主に帰属する当期純損失（△）	―	△8,122
親会社株主に帰属する当期純利益	1,192,662	1,639,720

【連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2017年10月１日 至　2018年９月30日）	当連結会計年度 （自　2018年10月１日 至　2019年９月30日）
当期純利益	1,192,662	1,631,598
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△45,116	△391,351
その他の包括利益合計	※ △45,116	※ △391,351
包括利益	1,147,546	1,240,247
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	1,147,546	1,248,369
非支配株主に係る包括利益	－	△8,122

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自　2017年10月１日　至　2018年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	779,643	3,627,029	1,274,654	△879,133	4,802,193
当期変動額					
新株の発行	720	720			1,440
剰余金の配当			△314,246		△314,246
親会社株主に帰属する当期純利益			1,192,662		1,192,662
自己株式の取得				△167,042	△167,042
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	720	720	878,416	△167,042	712,813
当期末残高	780,363	3,627,749	2,153,071	△1,046,176	5,515,007

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	571,707	571,707	－	5,373,901
当期変動額				
新株の発行				1,440
剰余金の配当				△314,246
親会社株主に帰属する当期純利益				1,192,662
自己株式の取得				△167,042
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△45,116	△45,116	700	△44,416
当期変動額合計	△45,116	△45,116	700	668,396
当期末残高	526,590	526,590	700	6,042,297

当連結会計年度（自　2018年10月１日　至　2019年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	780,363	3,627,749	2,153,071	△1,046,176	5,515,007
当期変動額					
剰余金の配当			△438,964		△438,964
親会社株主に帰属する当期純利益			1,639,720		1,639,720
自己株式の取得				△63	△63
自己株式の処分		830,445		215,686	1,046,132
連結子会社の増資による持分の増減		△60			△60
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	830,385	1,200,755	215,623	2,246,765
当期末残高	780,363	4,458,135	3,353,827	△830,553	7,761,772

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	526,590	526,590	700	－	6,042,297
当期変動額					
剰余金の配当					△438,964
親会社株主に帰属する当期純利益					1,639,720
自己株式の取得					△63
自己株式の処分					1,046,132
連結子会社の増資による持分の増減					△60
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△391,351	△391,351	14,962	191,937	△184,450
当期変動額合計	△391,351	△391,351	14,962	191,937	2,062,314
当期末残高	135,239	135,239	15,662	191,937	8,104,612

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自　2017年10月１日 至　2018年９月30日)	当連結会計年度 (自　2018年10月１日 至　2019年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,678,218	1,803,246
減価償却費	92,132	121,243
のれん償却額	67,828	53,380
保険業法第113条繰延額	―	△201,296
減損損失	9,292	―
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△924	△1,374,170
賞与引当金の増減額（△は減少）	△357	53,688
会員引当金の増減額（△は減少）	△55,397	△24,390
受取利息及び受取配当金	△128,386	△31,464
支払利息	1,328	4,124
資産除去債務戻入益	―	△4,614
固定資産売却損益（△は益）	―	△18
固定資産除却損	1,801	12,980
投資有価証券売却損益（△は益）	△175,214	△347,572
投資有価証券評価損益（△は益）	15,104	148,526
リース解約損	7,385	―
売上債権の増減額（△は増加）	61,170	141,274
たな卸資産の増減額（△は増加）	12,110	△5,445
未収入金の増減額（△は増加）	16,607	△211,598
前払費用の増減額（△は増加）	△197,184	74,653
長期前払費用の増減額（△は増加）	5,801	△520,183
差入保証金の増減額（△は増加）	△46,693	△20,890
破産更生債権等の増減額（△は増加）	4,349	1,363,667
仕入債務の増減額（△は減少）	△99,073	△66,638
未払金の増減額（△は減少）	△12,562	△38,486
前受収益の増減額（△は減少）	371,970	166,489
長期前受収益の増減額（△は減少）	703,686	882,442
その他	△22,644	48,828
小計	2,310,348	2,027,776
利息及び配当金の受取額	128,384	31,298
利息の支払額	△1,278	△4,029
法人税等の支払額	△260,244	△395,488
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,177,209	1,659,556

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2017年10月１日 至　2018年９月30日）	当連結会計年度 （自　2018年10月１日 至　2019年９月30日）
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	－	△200,000
有形固定資産の取得による支出	△5,245	△29,032
有形固定資産の売却による収入	2,650	168
無形固定資産の取得による支出	△237,732	△121,657
投資有価証券の取得による支出	△970,905	△4,154,660
投資有価証券の売却による収入	802,642	1,387,672
貸付金の回収による収入	1,286	－
その他	104,290	△50,020
投資活動によるキャッシュ・フロー	△303,014	△3,167,528
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	655,000	△400,000
長期借入金の返済による支出	△628,168	－
社債の発行による収入	－	1,489,912
社債の償還による支出	－	△105,000
自己株式の取得による支出	△170,580	－
非支配株主からの払込みによる収入	－	200,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	1,440	1,042,650
新株予約権の発行による収入	700	18,445
配当金の支払額	△314,472	△420,448
その他	△18,287	△2,752
財務活動によるキャッシュ・フロー	△474,368	1,822,807
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,399,827	314,835
現金及び現金同等物の期首残高	6,356,732	7,756,559
現金及び現金同等物の期末残高	※1 7,756,559	※1 8,071,395

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　3社

主要な連結子会社の名称

ジャパン少額短期保険株式会社

JBRあんしん保証株式会社

レスキュー損害保険株式会社

2019年４月にジャパン設立準備株式会社を設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、ジャパン設立準備株式会社は、2019年７月にレスキュー損害保険株式会社に社名を変更しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

株式会社A

（連結の範囲から除いた理由）

株式会社Aは、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（株式会社A）及び関連会社（株式会社不動産プラットフォーム研究所他）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ジャパン少額短期保険株式会社及びレスキュー損害保険株式会社の決算日は３月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

４．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ　有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

ロ　たな卸資産

商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）は定額法）によっております。ただし、2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、３年間で均等償却を行っております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　　６年～24年
機械装置及び運搬具　６年
工具、器具及び備品　２年～20年

ロ　無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ハ　リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております

(3) 重要な引当金の計上基準

イ　貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ　賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額に見合う額を計上しております。

ハ　会員引当金
生活会員からの申込により作業を加盟店に対して依頼した場合、当社は加盟店に対して作業に係る外注費を支払っております。
当該外注費の支払に備えるため、過去の発生実績率により見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法
当社は、確定拠出年金制度と退職金前払い制度の選択制を採用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、５年間の定額法により行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ　重要な繰延資産の処理方法
社債発行費
社債償還期間（７年）にわたり定額法により償却しております。
保険業法第113条繰延資産
保険業法第113条繰延資産の償却は、保険業を営む連結子会社の定款の規定に基づいて行っております。

ロ　消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。

（未適用の会計基準等）

- **「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　平成30年３月30日　企業会計基準委員会）**
- **「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　平成30年３月30日　企業会計基準委員会）**

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年５月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年１月１日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の１つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年９月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- **「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成31年１月16日　企業会計基準委員会）**
- **「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成31年１月16日　企業会計基準委員会）**

(1) 概要

「企業結合に関する会計基準」等は、企業会計基準委員会において基準諮問会議からの、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に係る条件付取得対価に関連して対価の一部が返還される場合の取扱いについて検討を求める提言等を踏まえ、審議が行われ改正されたものです。

主な改正内容として、「企業結合に関する会計基準」において、「条件付取得対価」の定義に「返還される取得対価」が追加されるとともに、「対価が返還される条件付取得対価」の会計処理が追加されました。

また、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（以下「結合分離適用指針」という。）の記載内容が改正されたことに伴い、結合当事企業の株主に係る会計処理に関する結合分離適用指針の記載について、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日）と記載内容の整合性を図るための改正が行われるとともに、分割型会社分割が非適格組織再編となり、分割期日が分離元企業の期首である場合の分離元企業における税効果会計の取扱いについて、平成22年度税制改正において分割型会社分割のみなし事業年度が廃止されていることから、関連する定めが削除されました。

(2) 適用予定日

2020年９月期の期首以後実施される組織再編から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「企業結合に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」が169,185千円減少し、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「繰延税金資産」が69,420千円増加しております。また、「固定負債」の「繰延税金負債」が99,765千円減少しております。

なお、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示しており、変更前と比べて総資産が99,765千円減少しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第３項から第５項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注８)（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解(注９)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第７項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資有価証券売却損」は、金額的重要性が増加したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた11,921千円は「投資有価証券売却損」1,248千円、「その他」10,673千円として組み替えております。

（連結キャッシュ・フロー計算書）

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「破産更生債権等の増減額」及び「長期前払費用の増減額」は、金額的重要性が増加したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△12,493千円は「破産更生債権等の増減額」4,349千円、「長期前払費用の増減額」5,801千円、「その他」△22,644千円として組み替えております。

（連結貸借対照表関係）

※１ 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年９月30日)	当連結会計年度 (2019年９月30日)
投資有価証券（株式）	－千円	35,450千円
投資その他の資産 その他（株式）	－千円	1,000千円

※２ 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年９月30日)	当連結会計年度 (2019年９月30日)
投資有価証券	－千円	1,442,840千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年９月30日)	当連結会計年度 (2019年９月30日)
社債(１年内償還予定の社債を含む)	－千円	1,395,000千円

上記の資産は、銀行との取引によって現在および将来負担する一切の債務の共通の担保に供しております。

※３ 減価償却累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2018年９月30日）	当連結会計年度 （2019年９月30日）
有形固定資産	241,567千円	257,627千円

４ 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行（前連結会計年度末５行、当連結会計年度末５行）と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2018年９月30日）	当連結会計年度 （2019年９月30日）
当座貸越極度額の総額	1,300,000千円	1,600,000千円
借入実行残高	700,000	300,000
差引額	600,000	1,300,000

（連結損益計算書関係）

※１ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2017年10月１日 至　2018年９月30日）	当連結会計年度 （自　2018年10月１日 至　2019年９月30日）
広告宣伝費	382,866千円	420,435千円
給料及び手当	1,269,987	1,288,317
賞与引当金繰入額	△357	61,231
貸倒引当金繰入額	7,147	466
支払手数料	522,170	573,250
通信費	319,005	272,183

※２ 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2017年10月１日 至　2018年９月30日）	当連結会計年度 （自　2018年10月１日 至　2019年９月30日）
工具、器具及び備品	－千円	18千円

※３ 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2017年10月１日 至　2018年９月30日）	当連結会計年度 （自　2018年10月１日 至　2019年９月30日）
建物及び構築物	－千円	458千円
工具、器具及び備品	712	0
ソフトウエア	1,089	12,522
無形固定資産（その他）	－	0
計	1,801	12,980

※４ 減損損失

前連結会計年度（自　2017年10月１日　至　2018年９月30日）

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
神奈川県相模原市他	リペア事業用資産	建物及び構築物	2,480千円
		工具、器具及び備品	1,537
		ソフトウエア	1,416
		合計	5,434
大阪府吹田市	リペア事業用資産	建物及び構築物	3,034
		工具、器具及び備品	465
		合計	3,500
宮城県仙台市	リペア事業用資産	建物及び構築物	357

当社グループは、継続的に損益を把握している管理会計に準じた単位をもとに、資産のグルーピングを行っております。

事業用資産については、当初予定していたより経営環境が著しく悪化し、回収可能価額が帳簿価額を下回ると判断し、帳簿価額を正味売却価額まで減損し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当連結会計年度（自　2018年10月１日　至　2019年９月30日）

該当事項はありません。

（連結包括利益計算書関係）

※　その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 （自　2017年10月１日 至　2018年９月30日）	当連結会計年度 （自　2018年10月１日 至　2019年９月30日）
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	62,205千円	△213,173千円
組替調整額	△124,857	△332,467
税効果調整前	△62,651	△545,641
税効果額	17,534	154,290
その他有価証券評価差額金	△45,116	△391,351
その他の包括利益合計	△45,116	△391,351

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自　2017年10月１日　至　2018年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式（注）１	34,685,000	3,000	―	34,688,000
合計	34,685,000	3,000	―	34,688,000
自己株式				
普通株式（注）２	3,167,000	236,400	―	3,403,400
合計	3,167,000	236,400	―	3,403,400

（注）１　普通株式の発行済株式総数の増加3,000株は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものであります。

２　普通株式の自己株式の増加236,400株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	700
合計		―	―	―	―	―	700

（注）ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

３．配当に関する事項

(1)　配当金の支払

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2017年12月21日定時株主総会	普通株式	189,108千円	６円	2017年９月30日	2017年12月22日
2018年５月11日取締役会	普通株式	125,138千円	４円	2018年３月31日	2018年６月12日

(2)　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年12月20日定時株主総会	普通株式	218,992千円	利益剰余金	７円	2018年９月30日	2018年12月21日

当連結会計年度（自　2018年10月１日　至　2019年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	34,688,000	―	―	34,688,000
合計	34,688,000	―	―	34,688,000
自己株式				
普通株式（注）１、２	3,403,400	41	695,100	2,708,341
合計	3,403,400	41	695,100	2,708,341

（注）１　普通株式の自己株式の増加41株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
　　２　普通株式の自己株式の減少695,100株は、新株予約権の権利行使による自己株式の処分によるものであります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権（注）１	―	―	―	―	―	700
	2018年新株予約権（注）２、３	普通株式	―	3,167,000	695,100	2,471,900	12,732
連結子会社	ストック・オプションとしての新株予約権（注）１	―	―	―	―	―	2,230
合計		―	―	3,167,000	695,100	2,471,900	15,662

（注）１　ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
　　２　2018年新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。
　　３　2018年新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

３．配当に関する事項

(1)　配当金の支払

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年12月20日定時株主総会	普通株式	218,992千円	７円	2018年９月30日	2018年12月21日
2019年５月10日取締役会	普通株式	219,972千円	７円	2019年３月31日	2019年６月11日

(2)　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年12月26日定時株主総会	普通株式	255,837千円	利益剰余金	８円	2019年９月30日	2019年12月27日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自　2017年10月１日 至　2018年９月30日）	当連結会計年度 （自　2018年10月１日 至　2019年９月30日）
現金及び預金勘定	7,756,559千円	8,271,395千円
預入期間が３か月を超える定期預金	－	△200,000
現金及び現金同等物	7,756,559	8,071,395

（リース取引関係）

（借主側）

１．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①　リース資産の内容

有形固定資産

主として、フィールド養液栽培装置（工具、器具及び備品）であります。

②　リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「４．会計方針に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

２．オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。又、資金調達については、経営計画と照らして必要に応じて資金を銀行借入等により調達することとしております。デリバティブ取引は、利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、当社グループと業務上の関係を有する企業の株式、純投資目的の株式及びリスクの少ない投資信託に運用するものであり、発行体の財務状況や市場価格の変動リスク等に晒されております。

長期貸付金は、取引先企業に対する貸付金であり、貸付先の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、会員事業に係る保証金あるいは賃借不動産の保証金であり、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。未払法人税等につきましても、３ヶ月以内に納付期限が到来します。

借入金及び社債は、主に運転資金の資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権、長期貸付金及び差入保証金について、各部門における担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

連結子会社においても、当社と同様の管理を実施しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金及び社債については、担当部門における責任者が支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

連結子会社においても、当社と同様の管理を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

連結子会社においても、当社と同様の管理を実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

前連結会計年度（2018年９月30日）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	7,756,559	7,756,559	－
(2) 売掛金	920,271		
貸倒引当金（※）	△14,048		
	906,222	906,222	－
(3) 投資有価証券	3,481,313	3,481,313	－
(4) 差入保証金	94,120	94,455	334
(5) 破産更生債権等	1,383,369		
貸倒引当金（※）	△1,383,369		
	－	－	－
資産計	12,238,216	12,238,551	334
(1) 買掛金	405,350	405,350	－
(2) 短期借入金	700,000	700,000	－
(3) 未払法人税等	320,943	320,943	－
負債計	1,426,293	1,426,293	－

（※）受取手形及び売掛金、破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（2019年９月30日）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	8,271,395	8,271,395	－
(2) 売掛金	778,997		
貸倒引当金（※１）	△3,817		
	775,180	775,180	－
(3) 投資有価証券	5,694,169	5,694,169	－
(4) 長期貸付金	50,000		
貸倒引当金（※２）	△181		
	49,818	50,128	310
(5) 差入保証金	123,413	125,331	1,918
(6) 破産更生債権等	116,602		
貸倒引当金（※１）	△116,602		
	－	－	－
資産計	14,913,976	14,916,205	2,228
(1) 買掛金	338,711	338,711	－
(2) 短期借入金	300,000	300,000	－
(3) 未払法人税等	212,863	212,863	－
(4) 社債（※３）	1,395,000	1,411,864	16,864
負債計	2,246,575	2,263,439	16,864

（※１）売掛金及び破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。
（※２）長期貸付金には、流動資産の「その他」に含めて表示している１年内回収予定の長期貸付金10,120千円(連結貸借対照表計上額)が含まれており、これらに対応する貸倒引当金を控除しております。
（※３）社債には、流動負債の「その他」に含めて表示している１年内償還予定の社債210,000千円（連結貸借対照表計上額）が含まれております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間及び契約更新等を勘案し、その将来キャッシュ・フローを国債の利率により割り引いて算定する方法によっております。

(6) 破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

社債の時価については、私募債であり市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区　　分	前連結会計年度 （2018年９月30日）	当連結会計年度 （2019年９月30日）
非上場株式等（※１）	234,951	389,782
差入保証金（※２）	783,486	772,240

（※１）これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3) 投資有価証券」には含めておりません。

（※２）返済期限が確定していない差入保証金は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(5) 差入保証金」には含めておりません。

（注）３．金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2018年９月30日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
(1) 現金及び預金	7,756,559	―	―	―
(2) 売掛金	920,271	―	―	―
合　　計	8,676,831	―	―	―

当連結会計年度（2019年９月30日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
(1) 現金及び預金	8,271,395	―	―	―
(2) 売掛金	778,997	―	―	―
(3) 長期貸付金	10,120	39,880	―	―
合　　計	9,060,512	39,880	―	―

（注）４．社債及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2018年９月30日）

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
短期借入金	700,000	―	―	―	―	―
合　　計	700,000	―	―	―	―	―

当連結会計年度（2019年９月30日）

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
短期借入金	300,000	―	―	―	―	―
社債	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	345,000
合　　計	510,000	210,000	210,000	210,000	210,000	345,000

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前連結会計年度（2018年９月30日）

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,217,136	470,628	746,507
	(2) 債券	―	―	―
	(3) その他	1,023,847	1,004,217	19,629
	小計	2,240,983	1,474,846	766,137
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	28,217	29,777	△1,559
	(2) 債券	―	―	―
	(3) その他	1,212,112	1,236,024	△23,911
	小計	1,240,329	1,265,801	△25,471
合計		3,481,313	2,740,647	740,665

当連結会計年度（2019年９月30日）

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,264,742	850,730	414,012
	(2) 債券	―	―	―
	(3) その他	258,428	248,528	9,900
	小計	1,523,171	1,099,258	423,913
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	2,933,843	3,013,978	△80,135
	(2) 債券	―	―	―
	(3) その他	1,237,154	1,385,908	△148,753
	小計	4,170,998	4,399,887	△228,888
合計		5,694,169	5,499,145	195,024

２．売却したその他有価証券

前連結会計年度（自　2017年10月１日　至　2018年９月30日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1) 株式	235,511	163,130	―
(2) 債券	―	―	―
(3) その他	564,384	13,332	1,249
合計	799,895	176,463	1,249

当連結会計年度（自　2018年10月１日　至　2019年９月30日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1) 株式	641,835	340,386	―
(2) 債券	―	―	―
(3) その他	746,989	11,476	4,290
合計	1,388,825	351,862	4,290

３．減損処理を行った有価証券

有価証券について、前連結会計年度においては、15,104千円（その他有価証券のうち時価のない株式15,104千円）、当連結会計年度においては、148,526千円（その他有価証券のうち時価のある株式14,582千円、時価のない株式133,944千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価等が取得原価に比べ50%以上下落した場合には減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度と退職金前払い制度の選択制を採用しております。

２．退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 （自2017年10月１日 至2018年９月30日）	当連結会計年度 （自2018年10月１日 至2019年９月30日）
確定拠出年金に係る要拠出額	9,303千円	9,073千円
退職給付費用	9,303千円	9,073千円

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

連結子会社

	JBRあんしん保証株式会社 第１回 新株予約権	JBRあんしん保証株式会社 第２回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　２名 当社従業員　１名	渡邊　俊雄　　（注）１
株式の種類別のストック・オプションの数（注）２	普通株式　2,000株	普通株式　600株
付与日	2018年10月31日	2019年１月25日
権利確定条件	2019年９月期の売上高が480百万円以上 2020年９月期の売上高が600百万円以上 上記すべてを満たすこと	2019年９月期の営業利益が250百万円を超過 2020年９月期の営業利益が350百万円を超過 2021年９月期の営業利益が450百万円を超過 上記すべてを満たすこと
対象勤務期間	該当事項はありません。	該当事項はありません。
権利行使期間	自2020年11月１日 至2025年10月31日	自2022年１月１日 至2029年１月24日

（注）１　本新株予約権は、渡邊俊雄を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役職員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

２　株式数に換算して記載しております。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2019年９月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	JBRあんしん保証株式会社 第１回 新株予約権	JBRあんしん保証株式会社 第２回 新株予約権
権利確定前　　（株）		
前連結会計年度末	－	－
付与	2,000	600
失効	－	－
権利確定	－	－
未確定残	2,000	600
権利確定後　　（株）		
前連結会計年度末	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
未行使残	－	－

②単価情報

	JBRあんしん保証株式会社 第１回 新株予約権	JBRあんしん保証株式会社 第２回 新株予約権
権利行使価格　　（円）	156,744	156,744
行使時平均株価　　（円）	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	1,082	110

２．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

連結子会社

当連結会計年度において付与されたJBRあんしん保証株式会社第１回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

①　使用した評価技法　　ブラック・ショールズ式

②　主な基礎数値及び見積方法

	第１回 新株予約権
株価変動性（注）１	64.45%
満期までの期間	７年
予想配当（注）２	0円／株
無リスク利子率（注）３	0.02%

（注）１．上場していないため、類似上場会社のボラティリティを基に算定しております。

２．2018年９月期の配当実績によっております。

３．満期までの期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

当連結会計年度において付与されたJBRあんしん保証株式会社第２回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

①　使用した評価技法　　モンテカルロ・シミュレーション

②　主な基礎数値及び見積方法

	第２回 新株予約権
株価変動性（注）１	57.31%
満期までの期間	10年
予想配当（注）２	0円／株
無リスク利子率（注）３	0.02%

（注）１．上場していないため、類似上場会社のボラティリティを基に算定しております。

２．2018年９月期の配当実績によっております。

３．満期までの期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

３．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（追加情報）

（ストック・オプション制度の内容）

「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2)新株予約権等の状況　①ストック・オプション制度の内容」に記載すべき事項をストック・オプション等関係注記に集約して記載しております。

（従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用）

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 平成30年１月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

１．権利確定条件付き有償新株予約権の概要

（１）権利確定条件付き有償新株予約権の内容

	第５回新株予約権
決議年月日	2018年２月９日
付与対象者の区分及び人数	丸山みさえ　(注)１
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式　700,000株　(注)２
付与日	2018年２月28日
権利確定条件	(注)４
対象勤務期間	該当事項はありません。
権利行使期間	2021年１月１日 2025年２月27日
新株予約権の数（個）	7,000　(注)６
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式　700,000株　(注)２、６
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり　796円　(注)３、６
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　796円 資本組入額　398円　(注)６
新株予約権の行使の条件	(注)４、６
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、 当社取締役会の決議による承認を要する。　(注)６
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)５、６

（注）１　本新株予約権は、丸山みさえを受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役職員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

２　株式数に換算して記載しております。新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

３　本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数+\dfrac{新規発行株式数\times１株当たり払込金額}{新規発行前の１株当たりの時価}}{既発行株式数+新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4　新株予約権の確定及び行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

（1）本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

（2）受益者は、2019年９月期または2020年９月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書において、経常利益が19億円を超過した場合に、当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から本新株予約権を行使することができる。
なお、経常利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

（3）上記（２）にかかわらず、2019年９月期または2020年９月期のいずれかの期における当社が提出する有価証券報告書における監査済の連結損益計算書に記載される経常利益が12億円を下回った場合には、上記（２）に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以後、本新株予約権は行使できないものとする。

（4）受益者は、本新株予約権を行使するときまで継続して、当社または当社の関係会社（以下、「当社等」という。）の取締役または従業員、当社等と契約関係にある顧問・業務提携先の外部協力者であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

（5）受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

（6）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

（7）各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

5　当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記５.（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

（6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

（7）譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

（8）その他新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

（9）新株予約権の取得事由及び条件

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6　当連結会計年度末における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末（2019年11月30日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（2）権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当連結会計年度（2019年９月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第５回新株予約権
権利確定前　　（株）	
前連結会計年度末	700,000
付与	－
失効	－
権利確定	－
未確定残	700,000
権利確定後　　（株）	
前連結会計年度末	－
権利確定	－
権利行使	－
失効	－
未行使残	－

②単価情報

	第５回新株予約権
権利行使価格　（円）	796
行使時平均株価　（円）	－

2．採用している会計処理の概要

（権利確定日以前の会計処理）

①権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。

②新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

（権利確定日後の会計処理）

③権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。

④権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 （2018年９月30日）	当連結会計年度 （2019年９月30日）
繰延税金資産		
未払事業税	20,106千円	17,742千円
貸倒引当金	457,423	36,927
賞与引当金	685	17,191
未払賞与	16,247	―
会員引当金	47,112	39,648
責任準備金	80,983	127,980
減損損失	39,042	18,651
投資有価証券評価損	93,469	117,793
資産除去債務	16,819	18,005
子会社株式売却益	―	48,263
税務上の繰越欠損金（注）２	―	119,924
その他	16,195	9,346
繰延税金資産小計	788,086	571,476
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）２	―	―
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	―	△189,407
評価性引当額小計（注）１	△593,739	△189,407
繰延税金資産合計	194,347	382,068
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△216,603	△59,784
資産除去債務に対応する除去費用	△9,650	△11,164
保険業法第113条繰延資産	―	△56,362
繰延税金負債合計	△226,253	△127,312
繰延税金資産の純額（負債は△）	△31,906	254,756

（注）１．評価性引当額が404,332千円減少しております。この減少の主な内容は、当連結会計年度において株式会社バイノスの破産手続の終結決定があり、株式会社バイノスに対する貸付金1,375,853千円を税務上損金処理したことによるものであります。

（注）２．税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度（2019年９月30日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）	合計 （千円）
税務上の繰越欠損金（※１）	―	―	―	―	―	119,924	119,924
評価性引当額	―	―	―	―	―	―	―
繰延税金資産	―	―	―	―	―	119,924	（※２） 119,924

（※１）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（※２）税務上の繰越欠損金119,924千円について、繰延税金資産119,924千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断し、評価性引当額を認識しておりません。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 （2018年９月30日）	当連結会計年度 （2019年９月30日）
法定実効税率	30.7%	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.1
住民税均等割	0.7	0.6
評価性引当額の増減	△2.7	△23.3
連結子会社の税率差異	△0.3	0.2
その他	0.3	1.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.9	9.5

（資産除去債務関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社取締役会が経営資源の配分の決定及び経営成績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであり、駆けつけ事業、会員事業、保険事業、リペア事業から構成されております。また、当社グループでは、当社のほか、当社連結子会社であるジャパン少額短期保険株式会社、レスキュー損害保険株式会社が保険事業、JBRあんしん保証株式会社が会員事業をそれぞれ行っております。

（報告セグメントの変更等に関する事項）

当連結会計年度より、レスキュー損害保険株式会社を連結子会社とし「少額短期保険」の報告セグメントに含めております。これに伴い、報告セグメントの名称を従来の「少額短期保険」から「保険」に変更しております。なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の名称で表示しております。

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

また、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であり、セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づく数値であります。

なお、当連結会計年度より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を適用したため、前連結会計年度のセグメント資産合計につきましては、遡及適用後の数値を記載しております。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自　2017年10月１日　至　2018年９月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額 (注)１、２ ３	連結財務諸表計上額 (注)４
	駆けつけ	会員	保険	リペア	計		
売上高							
外部顧客への売上高	1,704,846	6,222,883	3,423,985	415,080	11,766,795	―	11,766,795
セグメント間の内部売上高又は振替高	―	2,147	64,359	―	66,506	△66,506	―
計	1,704,846	6,225,030	3,488,345	415,080	11,833,301	△66,506	11,766,795
セグメント利益又は損失(△)	140,591	1,480,975	308,883	△48,919	1,881,530	△450,817	1,430,712
セグメント資産	452,242	3,689,886	2,223,752	66,883	6,432,764	8,432,668	14,865,433
その他の項目							
減価償却費	24,617	55,068	6,021	6,425	92,132	―	92,132
のれんの償却額	30,000	37,828	―	―	67,828	―	67,828
減損損失	―	―	―	9,292	9,292	―	9,292
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	22,553	17,619	14,915	1,549	56,638	138,902	195,540

（注）１　セグメント利益又は損失（△）の調整額△450,817千円には、セグメント間取引消去5,553千円、各報告セグメントに配分していない全社費用△456,371千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

２　セグメント資産の調整額8,432,668千円には、セグメント間取引消去△267,603千円、各報告セグメントに配分していない全社資産8,700,271千円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない資産であります。

３　有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額138,902千円は、全社設備投資額であります。

４　セグメント利益又は損失（△）は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自　2018年10月１日　至　2019年９月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額 (注)１、２ ３	連結財務諸表計上額 (注)４
	駆けつけ	会員	保険	リペア	計		
売上高							
外部顧客への売上高	1,497,590	6,429,157	3,712,727	371,099	12,010,575	―	12,010,575
セグメント間の内部売上高又は振替高	―	2,449	46,352	―	48,801	△48,801	―
計	1,497,590	6,431,606	3,759,079	371,099	12,059,376	△48,801	12,010,575
セグメント利益又は損失(△)	161,449	1,490,375	358,275	△34,074	1,976,026	△337,967	1,638,058
セグメント資産	383,325	6,256,132	2,876,728	76,338	9,592,524	9,169,216	18,761,740
その他の項目							
減価償却費	33,532	72,515	8,440	6,756	121,243	―	121,243
のれんの償却額	30,000	23,380	―	―	53,380	―	53,380
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	30,034	51,102	23,431	3,711	108,280	61,663	169,944

（注）１　セグメント利益又は損失（△）の調整額△337,967千円には、セグメント間取引消去3,627千円、各報告セグメントに配分していない全社費用△341,595千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

２　セグメント資産の調整額9,169,216千円には、セグメント間取引消去△5,554千円、各報告セグメントに配分していない全社資産9,174,770千円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない資産であります。

３　有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額61,663千円は、全社設備投資額であります。

４　セグメント利益又は損失（△）は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自　2017年10月１日　至　2018年９月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

当連結会計年度（自　2018年10月１日　至　2019年９月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が報告セグメント区分と同一であるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自　2017年10月１日　至　2018年９月30日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自　2018年10月１日　至　2019年９月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自　2017年10月１日　至　2018年９月30日）

（単位：千円）

	駆けつけ	会員	保険	リペア	全社・消去	合計
当期償却額	30,000	37,828	－	－	－	67,828
当期末残高	115,000	32,662	－	－	－	147,662

当連結会計年度（自　2018年10月１日　至　2019年９月30日）

（単位：千円）

	駆けつけ	会員	保険	リペア	全社・消去	合計
当期償却額	30,000	23,380	－	－	－	53,380
当期末残高	85,000	9,282	－	－	－	94,282

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自　2017年10月１日　至　2018年９月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2018年10月１日　至　2019年９月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自　2017年10月１日　至　2018年９月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2018年10月１日　至　2019年９月30日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及びその近親者

前連結会計年度（自　2017年10月１日　至　2018年９月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2018年10月１日　至　2019年９月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前連結会計年度 （自　2017年10月１日 至　2018年９月30日）	当連結会計年度 （自　2018年10月１日 至　2019年９月30日）
１株当たり純資産額	193円 12銭	246円 94銭
１株当たり当期純利益	38円 05銭	51円 81銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	37円 95銭	51円 35銭

（注）１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 （自　2017年10月１日 至　2018年９月30日）	当連結会計年度 （自　2018年10月１日 至　2019年９月30日）
１株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	1,192,662	1,639,720
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	1,192,662	1,639,720
期中平均株式数（株）	31,346,319	31,647,136
潜在株式調整後１株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額（千円）	－	－
普通株式増加数（株）	78,327	285,417
（うち新株予約権（株））	(78,327)	(285,417)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	－	（提出会社） 2018年９月18日開催の取締役会決議による第６回新株予約権及び第７回新株予約権 第６回新株予約権の数　8,884個 （普通株式　888,400株） 第７回新株予約権の数　15,835個 （普通株式　1,583,500株） （連結子会社） JBRあんしん保証株式会社 第１回新株予約権の数　2,000個 （普通株式　2,000株） 第２回新株予約権の数　600個 （普通株式　600株）

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	利率（%）	担保	償還期限
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	第１回変動利付社債（注）１、２	2019．３．29	－	1,395,000(210,000)	6ヶ月円TIBOR	あり	2026．３．31

（注）１　（　）内書は、１年以内の償還予定額であります。

２　連結決算日後５年間の償還予定額は以下のとおりであります。

１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
210,000	210,000	210,000	210,000	210,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	700,000	300,000	0.34	―
１年以内に返済予定のリース債務	2,752	2,019	―	―
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）	8,224	6,205	―	2021年～2023年
合計	710,977	308,224	―	―

（注）１　平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

２　リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

３　リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後５年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
リース債務	2,019	1,868	1,854	463

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の１以下であるため、連結財務諸表規則第92条の２の規定により記載を省略しております。

（２）【その他】

①当連結会計年度における四半期情報等

（累計期間）	第１四半期	第２四半期	第３四半期	当連結会計年度
売上高（千円）	2,945,730	6,111,872	9,186,156	12,010,575
税金等調整前四半期（当期）純利益（千円）	381,333	841,719	1,157,234	1,803,246
親会社株主に帰属する四半期（当期）純利益（千円）	257,724	1,012,543	1,118,182	1,639,720
１株当たり四半期（当期）純利益（円）	8.23	32.27	35.46	51.81

（会計期間）	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
１株当たり四半期純利益（円）	8.23	24.02	3.32	16.31

②重要な訴訟事件等

当社は、当社の子会社であった株式会社バイノスに対し、金銭消費貸借契約に基づき金銭の貸付を行っておりましたが、同社が2016年１月19日に福島地方裁判所郡山支部より破産手続開始決定を受けたことから、その連帯保証人である同社の元代表取締役湯川恭啓氏を被告として、保証債務の履行を求める民事訴訟を、名古屋地方裁判所に提起し、提出日現在係争中であります。

また、破産手続開始決定を受けた結果、バイノス株式が無価値になり損害を被ったとして、当社は、湯川恭啓氏より110,000千円の損害賠償を求める民事訴訟を2019年７月11日に名古屋地方裁判所に提起され、提出日現在係争中であります。

2【財務諸表等】

（1）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2018年９月30日)	当事業年度 (2019年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,819,764	1,564,976
売掛金	※2 771,905	※2 554,188
商品	72,305	69,639
貯蔵品	1,741	8,377
前渡金	31,342	1,404
前払費用	251,692	295,506
短期貸付金	1,000	※2 10,120
未収入金	※2 25,138	※2 69,389
未収還付法人税等	―	222,738
立替金	※2 2,055	※2 2,757
その他	59,389	※2 24,561
貸倒引当金	△14,428	△3,940
流動資産合計	5,021,907	2,819,719
固定資産		
有形固定資産		
建物	79,045	90,848
車両運搬具	2,901	1,935
工具、器具及び備品	36,104	50,777
土地	7,460	7,460
リース資産	9,015	7,298
有形固定資産合計	134,528	158,320
無形固定資産		
商標権	1,820	1,114
ソフトウエア	94,953	249,648
ソフトウエア仮勘定	183,556	28,647
電話加入権	15,697	15,697
のれん	147,662	94,282
無形固定資産合計	443,690	389,389
投資その他の資産		
投資有価証券	3,329,889	※1 5,650,677
関係会社株式	385,000	1,336,450
破産更生債権等	1,383,369	116,602
長期前払費用	213,332	48,190
長期貸付金	―	※2 39,880
繰延税金資産	―	188,645
差入保証金	840,966	852,982
保険積立金	9,084	9,000
その他	97,050	20
貸倒引当金	△1,480,419	△116,747
投資その他の資産合計	4,778,273	8,125,700
固定資産合計	5,356,491	8,673,411
繰延資産		
社債発行費	―	9,246
繰延資産合計	―	9,246
資産合計	10,378,399	11,502,377

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年９月30日)	当事業年度 (2019年９月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※2 414,776	311,179
短期借入金	700,000	300,000
1年内償還予定の社債	―	※1 210,000
リース債務	2,588	1,854
未払金	※2 197,368	190,336
未払費用	67,712	24,179
未払法人税等	206,437	17,294
未払消費税等	61,455	25,369
前受金	91,649	25,728
預り金	※2 27,239	14,737
前受収益	1,340,510	998,279
賞与引当金	―	52,681
会員引当金	153,961	129,571
その他	8,009	―
流動負債合計	3,271,709	2,301,213
固定負債		
社債	―	※1 1,185,000
リース債務	7,881	6,027
繰延税金負債	104,174	―
長期前受収益	1,896,076	659,389
資産除去債務	54,967	58,841
その他	373	―
固定負債合計	2,063,474	1,909,258
負債合計	5,335,183	4,210,471
純資産の部		
株主資本		
資本金	780,363	780,363
資本剰余金		
資本準備金	823,485	823,485
その他資本剰余金	2,811,142	3,641,587
資本剰余金合計	3,634,628	4,465,073
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,151,779	2,739,921
利益剰余金合計	1,151,779	2,739,921
自己株式	△1,056,007	△840,383
株主資本合計	4,510,764	7,144,974
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	531,751	133,498
評価・換算差額等合計	531,751	133,498
新株予約権	700	13,432
純資産合計	5,043,215	7,291,905
負債純資産合計	10,378,399	11,502,377

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自　2017年10月１日 至　2018年９月30日)	当事業年度 (自　2018年10月１日 至　2019年９月30日)
売上高	※1 7,957,295	※1 7,676,635
売上原価	※1 3,663,337	※1 3,392,352
売上総利益	4,293,957	4,284,283
販売費及び一般管理費	※1,※2 3,512,287	※1,※2 3,492,736
営業利益	781,670	791,546
営業外収益		
受取利息及び配当金	※1 223,234	※1 942,295
投資有価証券売却益	118,185	351,805
貸倒引当金戻入益	2,681	7,526
その他	※1 12,408	※1 9,708
営業外収益合計	356,509	1,311,335
営業外費用		
支払利息	1,328	679
社債利息	―	3,444
投資有価証券売却損	1,248	4,290
投資事業組合運用損	15,423	5,365
支払手数料	18,768	44,267
貸倒引当金繰入額	―	9,903
その他	5,131	2,221
営業外費用合計	41,900	70,172
経常利益	1,096,279	2,032,709
特別利益		
固定資産売却益	―	※3 18
投資有価証券売却益	58,272	―
資産除去債務戻入益	―	4,614
その他	9,229	―
特別利益合計	67,501	4,633
特別損失		
固定資産除却損	※4 839	※4 12,980
減損損失	9,292	―
投資有価証券評価損	15,104	121,298
リース解約損	7,385	―
その他	0	1,486
特別損失合計	32,621	135,765
税引前当期純利益	1,131,159	1,901,577
法人税、住民税及び事業税	274,457	9,340
法人税等調整額	31,519	△134,869
法人税等合計	305,976	△125,528
当期純利益	825,182	2,027,106

【売上原価明細書】

		前事業年度 （自　2017年10月１日 至　2018年９月30日）		当事業年度 （自　2018年10月１日 至　2019年９月30日）	
区分	注記番号	金額（千円）	構成比（％）	金額（千円）	構成比（％）
Ⅰ　商品売上原価					
１．期首商品たな卸高		86,066		72,305	
２．当期商品仕入高		416,998		219,569	
合計		503,065		291,874	
３．期末商品たな卸高		72,305		69,639	
当期商品売上原価		430,759	11.7	222,234	6.5
Ⅱ　外注費		3,234,327	88.3	3,145,029	92.7
Ⅲ　会員引当金戻入額		△55,397	△1.5	△24,390	△0.7
Ⅳ　支払保険料		53,648	1.5	49,478	1.5
売上原価合計		3,663,337	100.0	3,392,352	100.0

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2017年10月１日　至　2018年９月30日）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	779,643	822,765	2,811,142	3,633,908	640,843	640,843	△886,079	4,168,315
当期変動額								
新株の発行	720	720		720				1,440
剰余金の配当					△314,246	△314,246		△314,246
当期純利益					825,182	825,182		825,182
自己株式の取得							△169,927	△169,927
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	720	720	－	720	510,936	510,936	△169,927	342,448
当期末残高	780,363	823,485	2,811,142	3,634,628	1,151,779	1,151,779	△1,056,007	4,510,764

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	569,015	569,015	－	4,737,330
当期変動額				
新株の発行				1,440
剰余金の配当				△314,246
当期純利益				825,182
自己株式の取得				△169,927
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△37,263	△37,263	700	△36,563
当期変動額合計	△37,263	△37,263	700	305,885
当期末残高	531,751	531,751	700	5,043,215

当事業年度（自　2018年10月１日　至　2019年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	780,363	823,485	2,811,142	3,634,628	1,151,779	1,151,779	△1,056,007	4,510,764
当期変動額								
剰余金の配当					△438,964	△438,964		△438,964
当期純利益					2,027,106	2,027,106		2,027,106
自己株式の取得							△63	△63
自己株式の処分			830,445	830,445			215,686	1,046,132
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	830,445	830,445	1,588,141	1,588,141	215,623	2,634,210
当期末残高	780,363	823,485	3,641,587	4,465,073	2,739,921	2,739,921	△840,383	7,144,974

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	531,751	531,751	700	5,043,215
当期変動額				
剰余金の配当				△438,964
当期純利益				2,027,106
自己株式の取得				△63
自己株式の処分				1,046,132
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△398,252	△398,252	12,732	△385,520
当期変動額合計	△398,252	△398,252	12,732	2,248,690
当期末残高	133,498	133,498	13,432	7,291,905

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

②その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

②貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし建物（建物附属設備を除く。）は定額法）によっております。ただし、2016年４月１日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、３年間で均等償却を行っております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	**６年～24年**
車両運搬具	**６年**
工具、器具及び備品	**２年～20年**

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額に見合う額を計上しております。

(3) 会員引当金

生活会員からの申込により作業を加盟店に対して依頼した場合、当社は加盟店に対して作業に係る外注費を支払っております。

当該外注費の支払に備えるため、過去の発生実績率により見込額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費……社債償還期間（７年）にわたり定額法により償却しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」99,765千円は、「固定負債」の「繰延税金負債」203,940千円と相殺して、「固定負債」の「繰延税金負債」104,174千円として表示しており、変更前と比べて総資産が99,765千円減少しております。

（貸借対照表関係）

※１　担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

	前事業年度 （2018年９月30日）	当事業年度 （2019年９月30日）
投資有価証券	－千円	1,442,840千円

担保に係る債務

	前事業年度 （2018年９月30日）	当事業年度 （2019年９月30日）
社債(1年内償還予定の社債を含む)	－千円	1,395,000千円

上記の資産は、銀行との取引によって現在および将来負担する一切の債務の共通の担保に供しております。

※２　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 （2018年９月30日）	当事業年度 （2019年９月30日）
短期金銭債権	2,060千円	16,173千円
長期金銭債権	－	39,880
短期金銭債務	17,089	－

３　当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行（前事業年度末５行、当事業年度末５行）と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 （2018年９月30日）	当事業年度 （2019年９月30日）
当座貸越極度額の総額	1,300,000千円	1,600,000千円
借入実行残高	700,000	300,000
差引額	600,000	1,300,000

（損益計算書関係）

※１　関係会社との取引高

	前事業年度 （自　2017年10月１日 至　2018年９月30日）	当事業年度 （自　2018年10月１日 至　2019年９月30日）
営業取引による取引高		
売上高	10,903千円	20,975千円
売上原価	99,209	95,399
その他	62,589	59,409
営業取引以外の取引高	105,534	918,738

※２　販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度70%、当事業年度72%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度30%、当事業年度28%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	前事業年度 （自　2017年10月１日 至　2018年９月30日）	当事業年度 （自　2018年10月１日 至　2019年９月30日）
広告宣伝費	360,009千円	408,416千円
通信費	277,827	227,536
給料及び手当	1,098,997	1,101,676
賞与引当金繰入額	－	52,681
減価償却費	85,116	111,182
貸倒引当金繰入額	10,411	477
支払手数料	534,121	573,526

※３　固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2017年10月１日 至　2018年９月30日）	当事業年度 （自　2018年10月１日 至　2019年９月30日）
工具、器具及び備品	－千円	18千円

※４　固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2017年10月１日 至　2018年９月30日）	当事業年度 （自　2018年10月１日 至　2019年９月30日）
建物	－千円	458千円
工具、器具及び備品	－	0
ソフトウエア	839	12,522
無形固定資産（その他）	－	0
計	839	12,980

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,301,000千円、関連会社株式35,450千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式385,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2018年９月30日）	当事業年度 （2019年９月30日）
繰延税金資産		
未払事業税	14,180千円	－千円
貸倒引当金	457,423	36,930
未払賞与	16,247	－
会員引当金	47,112	39,648
賞与引当金	－	16,120
減損損失	39,042	18,651
投資有価証券評価損	93,469	108,364
関係会社株式評価損	30,890	31,060
資産除去債務	16,819	18,005
子会社株式売却益	－	48,263
税務上の繰越欠損金	－	119,924
その他	11,172	16,097
繰延税金資産小計	726,357	453,067
評価性引当額	△604,278	△194,394
繰延税金資産合計	122,079	258,672
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△216,603	△58,862
資産除去債務に対応する除去費用	△9,650	△11,164
繰延税金負債合計	△226,253	△70,026
繰延税金資産の純額（負債は△）	△104,174	188,645

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2018年９月30日）	当事業年度 （2019年９月30日）
法定実効税率	30.7%	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.9	△15.7
住民税均等割	0.9	0.5
評価性引当額の増減	△2.7	△21.6
その他	0.7	△0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0	△6.6

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

（単位：千円）

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	79,045	25,514	458	13,252	90,848	68,667
	車両運搬具	2,901	－	－	966	1,935	3,808
	工具、器具及び備品	36,104	31,002	200	16,129	50,777	177,001
	土地	7,460	－	－	－	7,460	－
	リース資産	9,015	－	－	1,717	7,298	3,005
	計	134,528	56,516	658	32,065	158,320	252,482
無形固定資産	商標権	1,820	－	－	705	1,114	－
	ソフトウエア	94,953	245,628	12,522	78,411	249,648	－
	ソフトウエア仮勘定	183,556	28,647	183,556	－	28,647	－
	電話加入権	15,697	－	－	－	15,697	－
	のれん	147,662	－	－	53,380	94,282	－
	計	443,690	274,276	196,079	132,497	389,389	－

（注）当期増加額の主な内訳は次のとおりであります。

①建物	大手町野村ビル増床工事	20,139千円
②工具、器具及び備品	パソコンリプレイス	27,208
③ソフトウエア	受電システムInspirX開発費	204,249
	Living Link開発費	8,904
	SEO対策システム設計・開発費	6,600
	セゾンカードシステム構築費	6,250
	会員アプリ管理機能改修費	5,575
④ソフトウエア仮勘定	基幹系新システム開発	27,000

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	1,494,847	12,378	1,386,539	120,687
会員引当金	153,961	－	24,390	129,571
賞与引当金	－	52,681	－	52,681

（注）貸倒引当金の「当期減少額」は、主に株式会社バイノスの破産手続終結に伴うものであります。

（２）【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

（３）【その他】

（重要な訴訟事件等）

連結財務諸表　(２)その他　②重要な訴訟事件等をご参照ください。

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月１日から９月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	９月30日
剰余金の配当の基準日	３月31日 ９月30日
１単元の株式数（注）	100株
単元未満株式の買取及び買増	
取扱場所	（特別口座） 名古屋市中区栄三丁目15番33号　三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	（特別口座） 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号　三井住友信託銀行株式会社
取次所	―――
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。ただし、やむを得ない事由により電子公告ができない場合、日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL https://www.jbr.co.jp/ir_info/pa.html
株主に対する特典	毎年３月末現在の株主名簿に記録された株主に対しキッザニアの優待券を贈呈します。

（注）当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

（１）有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第22期）（自 2017年10月１日　至 2018年９月30日）2018年12月21日東海財務局長に提出。

（２）内部統制報告書及びその添付書類
2018年12月21日東海財務局長に提出。

（３）四半期報告書及び確認書
（第23期第１四半期）（自 2018年10月１日　至 2018年12月31日）2019年２月８日東海財務局長に提出。
（第23期第２四半期）（自 2019年１月１日　至 2019年３月31日）2019年５月10日東海財務局長に提出。
（第23期第３四半期）（自 2019年４月１日　至 2019年６月30日）2019年８月９日東海財務局長に提出。

（４）臨時報告書
2018年12月21日東海財務局長に提出。
金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２（株主総会における決議事項）に基づく臨時報告書であります。
2019年５月28日東海財務局長に提出。
金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書であります。

（５）自己株券買付状況報告書
報告期間（自 2018年12月１日　至 2018年12月31日）2019年１月７日東海財務局長へ提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年12月25日

ジャパンベストレスキューシステム株式会社

取締役会 御中

普 賢 監 査 法 人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　佐藤　功一　印

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　嶋田　両児　印

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているジャパンベストレスキューシステム株式会社の2018年10月１日から2019年９月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジャパンベストレスキューシステム株式会社及び連結子会社の2019年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、ジャパンベストレスキューシステム株式会社の2019年９月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ジャパンベストレスキューシステム株式会社が2019年９月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年12月25日

ジャパンベストレスキューシステム株式会社

取締役会 御中

普 賢 監 査 法 人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　佐藤 功一　印

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　嶋田 両児　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているジャパンベストレスキューシステム株式会社の2018年10月１日から2019年９月30日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジャパンベストレスキューシステム株式会社の2019年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。